

官報 号外

昭和五十五年十月二十九日

○第九十三回 参議院 會議録 第五号

昭和五十五年十月二十九日(水曜日)

午前十時八分開議

○議事日程 第五号

昭和五十五年十月二十九日

午前十時開議

第一 日本放送協会昭和五十二年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

第二 こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案(内閣提出)

第三 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 優生保護法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第五 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(鉄道労働組合関係)(第九十二回国会内閣提出、第九十三回国会衆議院送付)

第六 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄労働組合関係)(第九十二回国会内閣提出、第九十三回国会衆議院送付)

第七 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄動力車労働組合関係)(第九十二回国会内閣提出、第九十三回国会衆議院送付)

第八 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

昭和五十五年十月二十九日 参議院會議録第五号

(全国鉄施設労働組合関係)(第九十二回国会内閣提出、第九十三回国会衆議院送付)

第九 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄動力車労働組合連合会関係)(第九十二回国会内閣提出、第九十三回国会衆議院送付)

第一〇 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄千葉動力車労働組合関係)(第九十二回国会内閣提出、第九十三回国会衆議院送付)

第一一 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)(第九十二回国会内閣提出、第九十三回国会衆議院送付)

第一二 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)(第九十二回国会内閣提出、第九十三回国会衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、皇室會議予備議員の選挙

一、国家公務員等の任命に関する件

一、農住組合法案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(徳永正利君) これより會議を開きます。

この際、皇室會議予備議員一名の選挙を行います。

○議長(徳永正利君) 皇室會議予備議員の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○眞鍋賢二君 私は、ただいまの片岡君の動議に賛成いたします。

○議長(徳永正利君) 片岡君の動議に御異議ございませんか。

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、皇室會議予備議員に小柳勇君を指名いたします。(拍手)

○議長(徳永正利君) この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、宇宙開発委員会委員に大塚茂君を、国家公安委員会委員に高辻正巳君を、

公安審査委員会委員に安村和雄君を、同委員に佐藤正二君、鈴木俊子君、平田秋夫君、堀田勝二君を、

運輸審議会委員に岡本悟君、国島文彦君を、日本放送協会経営委員会委員に大見正俊君、竹田弘太郎君、横哲夫君を、

日本電信電話公社経営委員会委員に岩澤靖君、安田博君を、

労働保険審査委員会委員に長谷川操君を、検査官に大久保正君を

任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

まず、宇宙開発委員会委員、国家公安委員会委員、公安審査委員会委員、同委員、運輸審議会委員、日本電信電話公社経営委員会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、いずれも同意することに決しました。

次に、日本放送協会経営委員会委員のうち大見正俊君、竹田弘太郎君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、これに同意することに決しました。

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、いずれも同意することに決しました。

次に、公安健康被害補償不服審査委員会委員、労働保険審査委員会委員、検査官及び日本放送協会経営委員会委員のうち横哲夫君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、いずれも同意することに決しました。

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、これに同意することに決しました。

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、これに同意することに決しました。

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、これに同意することに決しました。

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、これに同意することに決しました。

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、これに同意することに決しました。

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、これに同意することに決しました。

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、これに同意することに決しました。

昭和五十五年十月二十九日 参議院會議録第五号 農住組合法案(趣旨説明)

中を抑制し、他方、地方への分散を促進することにより国土の均衡ある発展を図ることであり、当面の緊急な課題としては、大都市地域を中心として、引き続き投機的な土地取引の抑制に努めるとともに、特に宅地の供給を強力に促進することが必要であります。

このためには、現在講じております各般の宅地供給のための施策の拡充強化を図ることが必要であります。これらと相まって、主要な宅地供給源であり現在大都市地域の市街化区域内におお当大量に存在する農地について、必要に応じて当面の農地の継続を図りつつ住宅地等への円滑かつ速やかな転換を図ることが必要であると考えられるところであります。

このような見地から、大都市地域の市街化区域内農地の所有者等が協同して、必要に応じ当面の営農の継続を図りつつ農地を円滑かつ速やかに住宅地等へ転換するための事業を行うための組織として農住組合の制度を設け、その組織の事業活動を通じてこれらの者の経済的社会的地位の向上と住宅地及び住宅の供給の拡大を図ることとした次第であります。

以上がこの法律案を提出する理由でございます。次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、農住組合は、組合の地区内の市街化区域内農地の相当部分を含む一回の土地について、良好な住宅地等の造成を目的とする土地の区画形質の変更等を行うとともに、組合員のために住宅の建設等を行うこととしております。また、これらとともに、利便施設の建設、土地の譲渡、土地に関する権利の交換分合、組合員の当面の営農上必要な共同利用施設の設置及び管理、客土、暗渠排水、農地利用規約の設定等の諸事業を総合的かつ一体的に行うことができることとしております。

こととし、土地区画整理法及び土地改良法の適用に關し所要の規定を整備することとしております。

第二に、農住組合は、当面農業上の利用が継続される一回の営農地等に属する農地について所有権または使用収益権を有する組合員で当面の営農の継続を希望するもの合意により、農地利用規約を定め、市町村長の認定を受けることができることとする。農地利用規約の目的を達成するため必要があると認めるときは、組合員以外の者で当該一回の営農地等に属する農地について所有権等を有するものと、農地利用規約と同一の内容を有する契約を締結することができることとしております。

第三に、農住組合の組合員たる資格を有する者は、地区内の土地について所有権または借地権を有する者及び地区内の農地について所有権以外の使用収益権を有する者とし、組合員は出資する義務を負う。組合員のうち所有権者及び借地権者は各一個の議決権及び役員の見候補権を有することとしております。

第四に、農住組合を設立するには、大都市地域の市街化区域内農地について所有権を有する者四人以上が発起人となり、定款及び事業基本方針を作成し、都府県知事の認可を受けなければならないこととしております。なお、この認可の申請を行うことができるのは、この法律の施行の日から十年を経過する日までといたしております。

第五に、定款に定める組合の地区は、原則として一定規模以上の一回の市街化区域内農地を含む一回の土地の区域であり、市街化区域内農地の面積が地区面積の大部分を占めるものでなければならぬこととしております。また、事業基本方針には、地区内において、組合員の当面の営農の継続を図りつつ市街化区域内農地を住宅地等へ転換するために組合が行う事業の種類及びその実施の方針等を定めることとしております。

第六に、組合は、農業団体等に対し組合の事業

に關し必要な助言または援助を求めることができることとする。国及び地方公共団体は、組合に對して、その事業の施行の促進を図るため必要な助言及び指導を行うことができるものとしております。

第七に、管理、解散及び清算、監督、罰則等に關する規定を定めるとしてしております。

以上が農住組合法案の趣旨でございます。

(拍手)

○議長(徳永正利君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。赤桐操君。

〔赤桐操君登壇、拍手〕
○赤桐操君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました農住組合法案につきまして問題点を明らかにいたしたく、以下質問申し上げます。

まず、本法案を提案するに至った背景、すなわち大都市圏において特に顕著な勤労国民の住宅難の原因を政府において明らかにしていただきたいと思ふのであります。

政府は、現在の第三期住宅建設五カ年計画の策定に当たり、世帯数に対する住宅戸数の充足、住宅難世帯の減少などを挙げ、国民の住宅は着実に向上しており、国民から不満の声が上がっているのは、国民の住宅の質に対する要求が高くなっているからであると規定いたしました。このような考え方に立つて策定された五カ年計画は、国民の質に対する要求を自動努力によって解決させるため、持ち家傾斜政策をとってまいりました。

これに對して、私も日本社会党は、わが国の劣悪な住宅ストック、勤労国民の負担能力等を勘案いたし、住宅に対する公共投資を大幅に増額し、良好低廉な公共賃貸住宅の供給を行うことを国の住宅政策の柱といたし、あわせて強力な土地対策、民間住宅供給の適正化を行うべきであると主張してまいりました。今日、住宅に苦しむ勤

労国民の生活状況を考えますときに、いずれの主張、政策が正しかったかは明らかであると思ふのであります。

まず第一に、第三期五カ年計画の計画戸数八百六十万戸に對し、建設総数は、その最終年度である五十五年度建設見込み分を入れたとしても約七百九十万戸で目標に達せず、特に公営住宅は目標の七六・一%、公団住宅はわずかに五五・八%にとどまったのであります。

一方、政府は、持ち家政策に重点を置き、住宅金融公庫の融資を拡大する等の施策を強化いたしましたが、計画達成はできなかったものであります。以上の結果をどのように考えられるか、お伺いしたいと思います。

また、第二の問題点は、建設省によって行われてまいりました住宅需要実態調査の結果についてであります。政府が質の向上に力を入れたという主張とはうらはらに、国民の住宅困窮感急速に高まっております。一九七三年度におきましては、住宅困窮世帯は一千三万世帯でございました。全世帯の三五・一%であったのであります。

一九七八年、すなわち五年後の調査におきましては、困窮世帯は千二百五十六万世帯で、全世帯の三八・九%に増大し、政府の第三期五カ年計策策定の住宅事情に対する基本認識とは大きく異なる結果が発生いたしております。その期待する成果を得るに至らなかったと思うのであります。いかがでございましょうか。

第三に指摘しなければならないことは、こうした持ち家政策から発生しております家庭破壊の事実であります。住宅金融公庫における延滞件数は逐年累増いたし、一九七九年度においては三万一千二百二十二件で累積貸付件数の〇・八七%、七九年度の貸付件数の七%に相当するものであります。さらに、民間住宅ローンにおける事故発生は激増いたしており、住宅ローン保証保険二十社の支払い実績は、七五年度八百件に對し、七九年度

におきましてはその九倍の七千件に達しておるの
であります。今後なお増大の傾向にあります。し
かも、この保証件数は民間住宅融資における約三
〇〇相当のものにすぎないのであります。これら
の数字が示すものは、頻発する住宅ローン地獄、
すなわち自殺、心中、強盗等の悲劇と考え合わせ
ますときに、きわめて重大な社会問題であると
言わなければならないと思つております。

今日、国の住宅政策は、こうした一戸建て住宅
に手の届かない一般勤労国民の住宅難の解決を第
一義として、国民の住宅飢餓意識をいかに解消す
るかにあると思つております。しかしながら、
政府のこの五カ年間の住宅政策をもつていたしま
しては、この国民的課題は十分に解決されなかつ
たのみならず、逆に増大をいたしましたと言わなけ
ばなりません。住宅は国民の生活基盤の最たるも
のであると思つております。しかしながら、一戸三万
円から四万円という住宅は、多くの勤労国民の
手の届くものではなく、住宅問題は、今日すでに
自力によって解決されるべき段階から社会的に解
決、保障されるべき段階に到達したと考へます。

そこで、鈴木総理並びに建設大臣にお伺いた
しますが、この未解決の国民的課題に対し、政府
としての責任をどのように受けとめておられる
か、また、国民の住宅要求に対してどのようにこ
たえられようと思つておられるか、御所見を伺い
たいと思つております。

また、住宅ローン地獄を初め、急増するローン
事故に対しましては、どのような解決策をもつて
当たられようとするか、建設大臣の御所見を伺い
たいのであります。

価格で三大都市圏においては一六%、東京圏にお
いては一八・三%であります。勤労者が一戸建て
住宅あるいは一定の広さを持つ集合住宅を取得す
るのには、もはや不可能な状態となつております。
政府は、供給をふやせば地価上昇は抑制される
といった安易な考え方はなく、市場メカニズ
ムに積極的に介入を行うべきであると思へます。
国土庁長官の御見解を伺いたいと思つております。

また、この際、国土利用計画法第十二条の投機
及び高騰について政府の見解を伺いたいと思つて
おります。また、ただいまはすでに十二条、十三条発動
の時期にあると思へます。何ゆゑこれを行わない
のか、さらにまた、別途具体策を持たれるのか、
あわせて伺いたいと思つております。

続いて、本法案の内容について、以下御質問を
申し上げます。

政府は、地価の安定と宅地供給の拡大策とし
て、三年連続の土地税制の緩和、住宅金融公庫及
び日本開発銀行の宅地供給融資、住宅地関連公
共施設整備促進事業等を実施してまいりました
が、いまだ実施された施策の効果について具体
的に示していただきたいと思つております。

そして、本法案によつてどれほどの宅地が供
給されるのであるか、どのような地価鎮静効果が
期待できるものであるかを具体的に数字をもつて
お示しいただきたいと思つております。

次に、私は、本法と地方税法附則第十九条、いわ
ゆる宅地並み課税とは関係があるのか、あるいは
全くないのか、その点を伺いたいと思つておりま
す。都市近郊の農地においては、その利用が適
正に行われていないものは計画的に宅地化してい
くことが必要であると思へます。しかし、宅
地並み課税という政策手段は、職業の自由、税の
公平という観点から見て、きわめて問題のあるも
のと言わなければなりません。したがって、仮に
本法が宅地並み課税と関連する、あるいは本法の
実施によつて、農住組合が宅地並み課税の選択
を迫るものであるならば、これはきわめて重大な

問題であると思つておりますが、いかがであり
ましょうか。建設大臣のお答えをいただきたいと
存じます。

また、私は、農住組合が行う住宅供給事業と、
地方自治体、日本住宅公団、さらには地方住宅供
給公社、そして日本勤労者住宅協会等が行う住宅
供給事業との関係についてお伺いしたいと思つて
おります。農住組合が住宅供給事業を行うに当たり
まして、これらの諸団体と十分に連携をとり、緊
密な協力のもとに良質低廉な住宅を国民に提供す
ることが必要であると思へます。この点、本法案
には明らかにされておられません。政府の見解を伺
うものであります。

さらに、私は、最近の汚職等、不正事件の頻発
についてきわめて憂慮するものであります。本法
にかかわる不正事件の防止策、組合員の破産等の
事故防止のための保護対策について、どのような
措置を講じようと思つておられるか、お伺いたし
たいと思つております。

最後に、国土の均衡利用、都市計画についてお尋
ね申し上げます。三大都市圏における過密問題を
前提とし、あるいは現在以上の産業の集中、人口
の増大を前提として住宅地対策を講ずるといふ
ことは、まことに消極的かつ後追いであり、今日
の大都市問題解決の基本的なあり方ではないと思
へます。すなわち、地方圏における産業の振興、
雇用機会の増大、教育、文化を初めとする生活
諸施設の整備を積極的に進め、その発展を期する
ことが今日の大都市問題解決のための基本政策で
あると思つております。また同時に、大都市の
スプロール化に対し歯止めをかけ、大都市の土地
の有効利用、立体的活用を進めることが重要であ
ると思へます。したがって、公有地の有効利用、
遊休土地の公的活用、さらには都市再開発の促進
に努め、職住近接の都市づくりを進めるべきであ
ると思つております。

政府は、言葉としては、定住圏あるいは田園都
市構想等、国土の均衡利用の必要性を強調されて
まいりましたが、実際の政策はこれに伴わず、逆
に第一次産業の切り捨て、都市のスプロール化を
助長せしめたと言つても過言ではないと思つてお
ります。私は、国土の均衡利用、計画的なある
都市建設についての総理のお考えと決意を伺いた
いと思つております。

以上をもつて農住組合法案の質問を終わります
す。(拍手)

〔国務大臣鈴木善幸君登壇、拍手〕

○国務大臣(鈴木善幸君) 赤桐さんにお答えをい
たします。私からは三点にわたりましてお答えを
申し上げます。

第一は、第三期の住宅建設五カ年計画について
の評価でございます。

第三期住宅建設五カ年計画は、特に住宅の質の
向上に重点を置いておるのでございますが、同計
画の定める居住水準に關しましては、大都市地域
を中心になお一層の努力を要するものの、全体と
しては着実に改善が進んでおるものと承知いたし
ております。また、同計画の住宅建設戸数は、五
カ年、累計八百六十万戸であります。このうち、
公的資金住宅三百五十万戸は、公庫住宅の順
調な伸びによりまして、全体として計画を達成で
きる見込みでございます。今後、政府といたしま
しては、この公庫住宅等の融資等を十分充実する
ことによりまして、住宅政策を推進してまい
る考えでございます。

次に、地価形成の際における公的介入の問題に
ついて御意見がございました。

御指摘の国土利用計画法に基づく規制区域制
は、土地投機の集中による急激な地価上昇という
緊急の事態に対処しようとする制度でございま
す。しかしながら、現在の地価の上昇は主として
宅地供給の不均衡によるものでありまして、土地
投機に根差すものではないと思へます。したが
って、このような情勢のもとで公的介入を強めるこ
とは、効果に乏しいばかりでなく、土地取引を混
乱させて、かえつて円滑な土地供給を妨げるとい

昭和五十五年十月二十九日 参議院會議録第五号 農住組合法案(趣旨説明)

う問題がございます。したがって、当面各般の措置によりまして宅地供給の促進を図ることが急務であらうと存じます。この点に最善を尽くしたいと存じます。

次に、全国的視野に立つ国土利用計画についてであります。近年、三大都市圏への人口流入はかなり鈍化の傾向を示しておりますことは御承知のところでございます。したがって、政府としては、このような傾向の一層の進展を期しながら、御指摘の定住圏構想を含む三全総のとりまして国土の均衡のとれた利用を図ってまいりたい、このように考えておる次第でございます。

(拍手)

〔国務大臣(齊藤滋与史君登壇、拍手)〕

○国務大臣(齊藤滋与史君) お答えいたします。私には、住宅要求の対策、二番目にローン対策、三番目に宅地並み課税について、四番目に宅地各種施策の効果等々についての御質問がございました。

戦後の住宅環境は、御案内のとおり、昭和三十年ごろは絶対不足数が四百万戸と言われておりました。当時、それをおもなばかつて日本住宅公団ができたわけでありまして、それより二十有余年たつわけでありまして、先生御指摘のように、すでに住宅は量的には一応一世帯一住宅が満たされるような水準に達しておることは御案内のとおりであります。質はともかく、いま空き家は二百七十万戸あると言われております。水準以下の方々の住宅については、四十八年ごろは九百万戸と言われましたが、最近は大体四百七十五万戸くらいまで推移いたしております。しかも、なおかつ国民の方々の住宅需要は御指摘のように非常に旺盛なものがあるわけでありまして、第三期住宅建設計画につきましても、そのようなことを考えながらこの対策を進めてまいったところでありまして、けれども、確かに公的住宅におきましては停滞が見られましたけれども、公庫住宅によつてカバーされて、一応見通しとしては一〇七〇ぐらい達成され

るといふような状況でございます。総理からもお話がありましたように、日ごろ総理からは、今後住宅需要に應ずるよう積極的にやれというような御指示をいただいております。人間性豊かな魅力ある都市づくりのためには、国民の方々が良環境のもとに、りっぱな住まいに住むのだというところと御指示がございまして、なお第四期住宅政策もこれから取り組んでまいる所存であるわけでございます。

なお、これからの問題といたしましては、質的向上を図ると同時に、過密都市における勤労者の方々の賃貸住宅につきましても、当然重点的に配慮をしながら進めてまいりる所存でございますので、この点につきましてもぜひ御理解と御協力を願ひ申し上げる次第であります。

なお、ローンの問題でありますけれども、事故を起こされた方々には大変お気の毒だと思ひます。これからこうした事故のないように対策をするにはどうするか、いわゆるこれは窓口でよく相談するということ、計画性を持つということ、また、事故を起こされた方々についての対策については、今後延滞する、分割する、あるいはボーナスの適用を図る等々で何とか救済措置を図ってまいりたいというように考えるわけでありまして、住宅需要も質の状況ということ、いままでのように中高所得者、高齢者の需要から、生活環境と並行してこのごろは中低所得者、若年層の住宅需要という問題もあつたので、特にローン対策につきましても、なお今後とも十分な事故のないような配慮をもつて進めてまいりたいと、このように考えるものであります。

宅地並み課税につきましては、国土庁長官が所管大臣でございますので、所管大臣の方からお話があるかと思ひます。宅地需要に應ずるために、この問題もやはり十分な配慮をもつて対応しなければならぬのではなからうかと、このように考えます。

なお、宅地各種施策の効果につきまして若干触

れたところでございます。

せっかくの機会でございますので具体的に申し上げます。御案内のように、宅地供給促進のための各種施策といたしまして、土地税制、公庫・開銀融資、関公促進事業等々があるわけでありまして、昭和四十九年から五十三年度の五カ年間に、新市街地において約五万四千四百ヘクタール、年間約一万ヘクタールずつの宅地供給を行つてまいりました。

なお、宅地開発を行う場の拡大の見地から、線引きの問題、あるいは調整区域における開発許可の適切な措置等々を行つてまいりてきておるわけでありまして、都市計画法の線引きの見直しを行つた結果、約四万ヘクタールの市街化区域が増加いたしております。なお、市街化調整区域における開発許可の適切な運用に基づき、四十九年から五十三年度間に調整区域で約五千九百ヘクタールの住宅建設目的の開発許可を行つてまいりましたところでありまして、

なお、既成市街地の高度利用を図る見地から、既成市街地においても中高層共同住宅の建設が著しく進んでおるというような状況でございます。なお、五十三年度、五十四年度には、個人の譲渡所得税の改善、都心部の立体化のための買いかえ制度の創設等を行つて、これらの施策をもつて、宅地供給に對して今後とも地価の安定を図りながら前向きで対処してまいりたいと、このように考えておるところでございます。(拍手)

〔国務大臣(原健三郎君登壇、拍手)〕

○国務大臣(原健三郎君) 赤桐先生にお答え申し上げます。

御質問は六問ございまして、順次お答えいたしますと存じます。

第一の御質問は、国土利用計画法の届け出制の対象面積の引き下げや規制区域制度の発動を行うべきではないかという問題でございます。

足しておることがその主な原因であります。これに對して、宅地供給の促進を図ることが当面の急務であると考えております。国土利用計画法による土地取引の規制については、現在のところ投機的な土地取引が行われている状態はなく、当面規制区域指定の必要はないし、また、届け出面積の引き下げについても、現状ではその必要はないと判断しておるところであります。

しかしながら、今後の土地取引及び地価の動向に應じ必要な公的介入を行うべきことは言うまでもございせん。引き続き監視を徹底させ、投機化が見られる場合には規制区域の指定を機動的に行うこととするほか、届け出面積の引き下げについては、必要があれば検討してまいりたいと考えておるところでございます。

第二の御質問は、国土利用計画法第十二条の投機的取引及び地価の急激な上昇の意義についての御質問でございます。

国土利用計画法第十二条の「土地の投機的取引」とは、将来他に転売して差益を享受することを目的とする土地取引のこととあります。昭和四十七年、四十八年の土地ブームの当時に見られましたような、いわゆる土地転売がこれに該当するものと考えております。地価の急激な上昇というものは一時的に考へるのではなく、このような投機的な土地取引との関連において具体的に判断されるべきものであると考えております。

次に、御質問の第三は、本制度による宅地供給量の見込みについてでございます。

これについては、いま直ちに予測することはきわめて困難な問題でございます。今後さらに検討を要するものでございまして、しかしながら、国土庁が事務的に種々検討しているところを申し上げますと、今後十年間におおむね四千ヘクタール程度の土地供給を期待できるのではないかと試算しております。ただ、何分にもこの制度は農地所有者等の自由意思に期待するものであり、いま申し上げた数字は、国土庁としての努力目標という意味

も含めてあてて申し上げた次第でございます。

本制度は、地価上昇の抑制にどの程度の効果があるかという点であります。最近の地価の上昇の主な原因は、宅地の需要と供給の不均衡にあると考えられます。本制度による宅地供給が先ほど申し上げたような形で進んだ場合、地価の上昇率に与える影響を具体的な数字で申し上げることは困難であります。第三次全国総合開発計画における宅地供給必要量の見直し等から見て、宅地供給の不均衡の解消にかなりの効果が期待できるものではないかと期待しております。

御質問の第四は、宅地並み課税についてでございます。

本制度といわゆる宅地並み課税問題とは直接関連を有するものではございません。市街化区域農地に対するいわゆる宅地並み課税については、昭和五十五年税制改正に関する政府税制調査会の答申の趣旨に沿って、関係省庁と連絡を密にしつつ、十分検討してまいり所存でございます。

御質問の第五は、良質低廉な住宅の供給を図るためには公的機関との協力が必要ではないかという点でございます。

農住組合が行う事業については、所要の補助、融資等の助成措置を講ずるよう現在鋭意努めておるところであり、これらの措置を積極的に活用し、適正な価格で良質な住宅等の供給が行われるよう指導してまいりたいと考えております。公的供給機関等とも必要に応じて協力しつつ、その住宅供給の円滑な促進に努めていくことが必要であると考えております。

御質問の第六は、不正事件の防止及び破産の防止のための方策はどうかという点でございます。

本法案には、業務または財産状況の報告の徴収、業務または会計状況の検査、法令等の違反に対する措置等について規定を設けております。そして、都道府県知事等に農住組合の監督に関し必

要な権限等を付与し、不正事件の防止等に努めることとしておるところであります。その他、国等が行う一般的な指導によっても、御指摘のような事態が生じないよう十分注意してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。(拍手)

○議長(徳永正利君) 原田立君。

〔原田立君登壇、拍手〕

○原田立君 私は、公明党・国民会議を代表して、農住組合法案の趣旨説明に対し若干の質問を行います。

諸君の根源と言われる地価が宅地供給の停滞を背景に加速的に騰勢を強め、「土地は必ず値上がりする」という土地神話が復活してきており、内政の大きな課題となっております。

国土庁が九月三十日発表した基準地価調査によれば、都市計画区域内の住宅地は、この一年間に全国平均で一・五％の上昇を記録し、中でも東京など三大都市圏では平均何と一六％と二年連続二けた台の高騰となっております。

〔議長退席、副議長着席〕

地価の騰勢要因について、国土庁は、効用増と宅地の供給不足の二点を挙げていますが、最大の要因は、国民の住宅改善のニーズが強いにもかかわらず、政府が強力な宅地供給対策を怠ってきたことによるとも過言ではないと思えます。

当面の宅地供給拡大策として、政府は線引きの見直しによる市街化区域の拡大と農住組合法案を柱に対処しようとしていますが、こうした小手先の対策ではどれだけの実効が期待できるか、はなはだ疑問であります。

以下、関連する問題を含め、簡潔に質問を行います。

第一は、農住組合の設立と宅地供給の見直しについてであります。

組合の設立を容易にするため、設立に必要な組合員を四人以上とし、事業規模を政令で二ヘクタール以上と規定する方針のようですが、組合の設立参加に強制力がないため、市街化区域農地への課税の減免措置の恩恵に浴し、先祖伝来の農地に強い愛着を抱いている農業者が果たして交換分に応ずるかどうかが、はなはだ疑問であります。政府はどの程度の組合の設立と宅地供給増を見込んでいるのか、お伺いしたい。

第二は、農住組合の供給する賃貸住宅が真に国民の要求を満たし得るかどうかという点であります。

現在、農業者等の賃貸住宅建設に対する助成策として、農地保有者等賃貸住宅建設利子補給制度や特定賃貸住宅建設利子補給制度などがいづれも十分なものとされています。農住組合の設立により、たとえゆとりある賃貸住宅が供給されたとしても、それが高家賃では国民の期待に背くことになりそうです。

したがって、農住組合が供給する賃貸住宅の家賃については、公的住宅融資や利子補給等を行うことと引きかえに、家賃抑制条件を義務づけることともに、家賃補助制度や家賃控除制度などを拡充し、公共賃貸住宅の入居者と、適正な家賃が生じないよう十分に配慮しつつ、適正な家賃負担システムを確立すべきではないかと考えますが、どうですか。

第三は、宅地並み課税の問題についてであります。

現在、市街化区域内には二十年間宅地需要を賄えるだけの宅地可能な農地が二十二万ヘクタールもあると言われております。しかし、経済学者などの分析によれば、農業者は宅地開発や賃貸住宅の経営などふなれな仕事に乗り出すよりも、農地のまま保有しておいた方が有利で、しかも安全であると考えている者が多いと、こういうふう指摘されております。

ところで、国土庁長官は、十月三日の閣議後の記者会見で、「昭和五十七年から宅地並み課税を実施する。今度こそやらねばならぬだろう」と発言されたに報じられていますが、改めて発言趣

旨を確認したい。あわせて、宅地並み課税に対する自治大臣の所見を求めます。

ところで総理、わが党は、かねてより住宅事情の深刻な三大都市圏の市街化区域内農地に限って選択的宅地並み課税を導入すべきことを提唱しております。概略説明しますと、宅地並み課税を全く行わないかわりに、一定期間は農地のままにしておくことを義務づけ、宅地転用を禁止しないか、あるいは農地の宅地転用も譲渡先も制限しないかわりに宅地並み課税を完全実施する、この二つの方式のいずれかを農業者が自由に選択していただくというものであります。この柔軟性のある制度を、宅地並み課税に係る現行特例措置が終了する昭和五十六年度末までに確立すべきだと考えますが、どうですか。御所見を承りたい。

第四は、都市計画法による市街化区域と市街化調整区域の線引きの見直しについてであります。建設省は九月十六日、大都市圏での宅地供給を促進するため線引き見直しの新基準を都道府県知事に通達いたしました。この見直しに対し、乱開発の道を開くとの批判や、かつての列島改造ブームの際、調整区域を買収した大企業の救済になりかねないとの指摘が早くも出ております。また、線引きの権限をゆだねられている肝心の地方自治体が、財政負担増をきらい、人口の増加を抑えるため、これまでの開発抑制策を変更する気はないとか、当分、市街化区域の大幅な拡大や市街化調整区域内での大規模宅地開発の凍結解除は行わないなど、総じて消極的な見解を打ち出しております。

政府は、こうした批判、状況に対してどう対応されますか。あわせて、この線引き見直しによる宅地供給増をどう期待しているのか、お伺いしたい。

第五は、農住組合法案を効果あるものとするための地価対策についてであります。

農住組合法に基づいて宅地化を効果的に推進するためには、地価の安定が前提となることは申す

昭和五十五年十月二十九日 参議院會議録第五号

農住組合法案(趣旨説明)

までもありません。しかるに地価の現状は、冒頭に指摘しましたように、まさに狂乱状態でありま

す。政府は、九月五日に決定した総合経済対策の中で地価の安定を掲げ、国土利用計画法の的確な運用を打ち出しておりますが、これまで実需に伴う地価の上昇はあつても集中した投機的取引の実態がないとして規制区域の指定を見送り、屋上屋を重ねる調査に終始してきた経緯からして、再びポーズだけで終わることは必至と言えましょ

う。この際、政府は、実効性のある地価規制を図るため、規制区域の指定要件を弾力的に運用できるよう、法改正を含めて見直しを行うべきだと考えますが、どうですか。総理の所見を求め、質問を終わります。(拍手)

【国務大臣鈴木善幸君登壇、拍手】
○国務大臣(鈴木善幸君) お答えをいたします。市街化区域内の農地に対するいわゆる宅地並み課税の問題でございますが、昨年十二月に政府税制調査会の答申がございました。これを踏まえまして、昭和五十六年度中は現行の制度を据え置いていく、五十七年度以降はこの問題を根本的に見直しをしよう、こういうことになっておるわけでございますが、ただいま原田さんから御提案がございました選択的宅地並み課税制度、私どもは大変貴重な御意見と承っております。その際におきましては十分参考をさせていただきたい、こう思っております。

次に、地価形成への公的介入の問題でございますが、これは先ほど赤桐さんにもお答えを申し上げましたように、現在の地価の騰貴、これは投機的な行為、その集中によつて起こされておるものとは私ども見ておりません。需給の関係、不均衡から生じておるものと、このように考えておりますので、公的介入がかえつていろいろの弊害を増勢する危険もございまして、宅地の供給の面に今後とも引き続き努力をしてみたい。

また、線引きその他の問題につきましても、情勢を十分見ながら対処してまいりたいと考えております。(拍手)

【国務大臣原健三郎君登壇、拍手】
○国務大臣(原健三郎君) 原田先生にお答え申し上げます。二つございしますが、御質問の第一は、農住組合の設立見込み数と宅地供給量の見込みはどうかというところでございます。この御質問については、いま直ちに予測することとは非常にむづかしい問題でございます。今後さらに検討を要するものでございますが、国土庁が事務的に種々検討しているところを申し上げますと、今後十年間におおむね七百余りの組合が設立され、また、これによつて約四千ヘクタール程度の宅地供給を期待できるのではないかと試算しておるところであります。ただ、何分にもこの制度は農地所有者等の自由意思に期待するものであり、いま申し上げた数字は、国土庁としての努力目標という意味も含めて申し上げた次第でございます。

それから御質問の第二は、宅地並み課税に関する御質問でございます。市街化区域農地に対するいわゆる宅地並み課税については、昭和五十五年度税制改正に関する政府の税制調査会の答申がございまして、その答申の線に沿つて行ひべきであるということを申し上げたいと思っております。その答申はどのような答申になっておるか申しますと、主な点を申し上げますと、「三大都市圏内の特定の都市の市街化区域農地に係る昭和五十七年度分以降の固定資産税及び都市計画税については、長期にわたり普農を継続する意思のある者に対する配慮を行うこと。第二は、「新たにC農地を課税の適正化措置の対象に加えること。第三は、「現在課税の適正化措置が講じられていないA農地及びB農地に対する課税を強化するため、十分な検討を行うべきである」とされておるところでございます。この答申の趣旨に沿つて、関

係省庁と連絡を密にしつつ、十分検討してまい

考えてございします。(拍手)

【国務大臣(齊藤滋生史君) 原田先生にお答えいたします。私には三点ございしました。農住組合の供給する住宅の家賃について抑制あるいは公的家賃等々の不公平を是正するというような問題、システム化すべきじゃないかという御意見でございます。した。二番目は、線引きの見直しに對する都道府県の反応ということでございます。乱開発あるいは大企業ということについての御配慮もあつたようでございします。第三点は、線引きの見直しの後の住宅地の見込みはどの程度だという御質問かと思ひます。

第一点の農住組合による家賃の抑制でございますが、すでに現在農住制度というものがございまして、農地を出していただいた住宅を建てられた方々について国の利子補給制度がございまして、現在利子補給の期間中は適正家賃になるように抑制を義務づけてございします。その制度がございします。したがって、この農住組合法による賃貸住宅等々について直ちに、これとの絡み合いもございします。その中で、それに合わせてやるということはいはななものであろうかと思ひます。あるいはまた、私たちが公的供給と民間供給というもののバランスを図りながら、公的供給は現在のところ民間供給家賃よりも安くおつております。勤労者の方々のことを配慮しながらやっております。不

公平ということをおっしゃれば、バランスがございします。と言われるかもしれませんけれども、その辺のことを考えながらこの問題についてはなお取り組んでまいりたい、このように考えるものであります。

線引きの見直しの都道府県知事の反応でございますが、確かに素早い反応を示されたところと消極的なところとございします。市街化区域、市街化調整区域の宅地用地といひましようか、遊

休地もあるわけでありまけれども、私たちの意図するところは、五年目、五年目の見直しを待たずに、諸先生方がおっしゃる通りに、どうしてもこのごろの宅地、住宅需要というものは非常に厳しくなつてきておりますので、時期を待たずに一つの示唆として、基準としてお示ししたらどうかというところで局長通達をいたしたわけでありま

す。したがって、地域の状況に応じて都道府県知事がその裁量で環境を考えながらこの問題については取り組んでいただけるものと考えております。

したがって、三点目の見込み量につきましても、都道府県知事の裁量によつてその作業が進まない限り、いまと同様の具体的などの程度出るかということははかることができませんので、その作業の進展ぐあいを見てお示しすることができるとはなからうかと、このように考えております。と

にもかくにも、市街化区域、調整区域等々において、このまま放置すべきでないという観点から基準を示したということ、この問題がやはり計画的な都市計画につながるようなことも配慮して進めたわけでありまして、このことが直ちに乱開発につながるというように私たちは考えておらないところでございます。

なお、消極的な地域における要因をいたしまして、どうしても関連公共施設事業に大変な予算がかかりまして、試算いたしました、五十三年度からこの制度ができて千八百五十億円の国の投資が行われておるわけでありまけれども、せっかくの都市計画によつて市街化をされても、関連公共施設——道路、公園、学校等々でございまして、けれども、この負担が自治体においてはたまたまというようにことにつながらないかと思ひます。自分たちの地域にせいかく住みたいという方々の御意思を拝して、閉鎖的でなく前向きで考えていただきたいわけでありまけれども、そういうような事情からや消極的な知事さんはいらっしゃるようでございしますけれども、御理解をいた

だいて、国民需要に應ぜられるような住宅地政策を進めまいと、このように考へての上の繰引きの見直しの示唆でございまして、この点につきまして御理解をいただきたいと思ひます。

(拍手)

〔国務大臣石破二郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(石破二郎君) お答えいたします。

御質問の第一点の大都市圏の宅地供給を円滑化するための農地に対する宅地並み課税の強化についてでありますけれども、総理大臣及び国土庁長官から御答弁がございました。自治省といたしましても全く同様の考へ方でありまして、重複を避けまして答弁は遠慮させていただきます。全く同意見であります。

御質問の第二点の、都市計画法による市街化区域と調整区域の繰引きの見直しについて、当該関係地方自治体において将来の財政負担の増高を懸念して消極的な姿勢が見えるようであるが、自治省としての考へ方はどうかという御質問でありますけれども、御心配になりましたとおり、関係地方自治体としましては、将来何かと財政需要がふえますこと、やむを得ないことと思ひます。地方自治体が御心配になることはごもっともと思ひますけれども、所要の公共事業等を実施する必要があるとすれば、当然これは国においてしかるべき手当てをすべき問題と思ひますし、また、地方自治体の自己負担の点につきましても、所要の起債措置あるいは財源の付与、増加等につきましまして必要な措置を講じてまいり、無用の御心配をおかけせずに済むように善処いたすつもりでありますので、御了承いただきたいと思ひます。

(拍手)

○副議長(秋山長造君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(秋山長造君) 日程第一 日本放送協会昭和五十二年財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。通信委員長福岡知之君。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長福岡知之君。

審査報告書

日本放送協会昭和五十二年財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右は全会一致をもつて是認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年十月二十八日

通信委員長 福岡 知之
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本件は、放送法第四十条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出された日本放送協会の昭和五十二年決算書類である。

この決算書類によれば、日本放送協会の昭和五十二年度末における資産及び負債の状況並びに当年度中の損益の状況は次のとおりである。

の状況

資産総額 千八百七十億七千六百万円
負債総額 七百四十六億四千四百百万円
資本総額 千二百二十四億六千二百百万円
(昭和五十二年度中の損益の状況)
経常事業収入 二千九十一億二千四百百万円
経常事業支出 千九百三億五千九百万円
経常事業収支差金 百八十七億六千五百百万円
特別収入 二億九千七百百万円
特別支出 十一億四百百万円
当期事業収支差金 百七十九億五千八百百万円
資本支出充当 百十七億二千二百百万円
事業収支剰余金 六十二億三千六百万円

なお、資本支出充当は債務の償還に充てたものであり、事業収支剰余金のうち二十億千万円は翌年度以降の財政安定のための財源の一部に充てることとしている。

本件について、当年度収支予算、事業計画等が適正かつ効率的に執行されたかどうか、さらに日本放送協会の運営全般につき慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めた。

日本放送協会昭和五十二年財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
右
国会に提出する。
昭和五十四年三月二日
内閣総理大臣 大平 正芳

昭和五十四年三月二日

内閣総理大臣 大平 正芳

日本放送協会昭和五十二年財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

内閣総理大臣 大平 正芳殿

日本放送協会昭和五十二年財産目録等の回付について
日本放送協会昭和五十二年財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書の検査を了したのでこれを回付する。
なお、検査の結果記述すべき意見はない。

1 昭和五十二年財産目録

財 産 目 録
昭和五3年3月31日現在

資 産	目 内	額	計
(流動の部)	流動資産	金 額	円
	現金預金	49,085,440,936	
(固定の部)	固定資産	金 額	円
	現金預金	11,631,189,765	
負債	負債	金 額	円
	現金預金	48,206,318	
資本	資本	金 額	円
	現金預金	11,582,988,447	
受取利息未収金	受取利息未収金	7,519,207,511	
	受取利息未収金	2,219,207,511	

有価証券 貯蔵品 前払費用 その他の流動資産	未収金 未入金保証金 差入金 仮払金	受信料未収金の 収納不能見越額 金融債ほか メモ、放送 記念品 長期借入金利息 ほか	△ 5,300,000,000	29,643,012,512 130,767,597 2,998,702,092 2,404,561,459	土地 建設仮勘定 無形固定資産 無形固定資産 特定資産 放送債券償還積立資産 繰延勘定 長期前払費用 放送債券発行差金 資産合計 (負債の部) 流動負債 未払金 受信料前受金 その他の流動負債	演藝所・放送所 敷地ほか 未完成施設 施設利用権ほか 放送債券償還資金積立金 演藝所敷地賃借料未経過分ほか 放送債券発行差金未償却額	15,594,887,221 911,887,868 1,189,971,016 1,189,971,016 1,652,000,000 1,652,000,000 183,943,587 32,306,878 151,687,209 187,075,938,058 25,943,097,007 2,721,737,902 22,667,781,656 553,577,449
固定資産 有形固定資産 建物 構築物 機械 器具什器	建物 構築物 減価償却引当金 減価償却引当金 減価償却引当金 器具什器減価償却引当金	演藝所、放送所ほか 空中線設備ほか 放送設備ほか 同上減価償却引当金 同上減価償却引当金 器具什器減価償却引当金	△ 24,585,908,364 77,194,751,930 48,640,741,848 20,703,856,481 142,844,314,775 105,250,664,215 969,703,443 650,775,556	27,936,885,417 37,593,650,560 318,927,887	前受収益金 預り金 部外技術協力料ほか 集金委託保証金ほか 源泉徴収所得税ほか 固定負債 放送債券 長期借入金 退職手当引当金 負債合計	13,716,109 64,182,000 475,679,840 18,671,000,000 16,520,000,000 25,451,000,000 6,700,000,000 74,614,097,007	

2 昭和52年度貸借対照表

貸借対照表
昭和53年3月31日現在

(科目)	(金額)	(額)
(資産の部)		
流動資産		
現金預金	7,519,207,511	11,681,189,765
受信料未収金		
未収受信料欠損引当金	△ 5,800,000,000	2,219,207,511
有価証券		29,648,012,512
貯蔵品		180,767,597
前払費用		2,996,702,092
その他の流動資産		2,484,561,459
流動資産合計		49,085,440,986
固定資産		
有形固定資産		
建物	77,184,751,930	
建物減価償却引当金	△ 24,585,908,364	52,608,843,566
構築物	48,640,741,848	
構築物減価償却引当金	△ 20,703,856,481	27,936,885,417
機械	142,844,314,775	
機械減価償却引当金	△ 105,250,664,215	37,593,650,560
器具什器	969,708,443	
器具什器減価償却引当金	△ 650,775,556	318,927,887
土地		15,594,387,221
建設仮勘定		911,887,868
無形固定資産		

無形固定資産	1,189,971,016
固定資産合計	136,154,553,535
特種資産	1,652,000,000
放送債券償還積立資産	1,652,000,000
繰延勘定	
長期前払費用	82,306,378
放送債券発行差金	151,687,209
繰延勘定合計	183,993,587
負債の部	
流動負債	
未払金	2,721,737,902
受信料前受金	22,667,781,656
その他の流動負債	553,577,449
流動負債合計	25,943,097,007
固定負債	
放送債	16,520,000,000
長期借入金	25,451,000,000
退職手当引当金	6,700,000,000
固定負債合計	48,671,000,000
負債合計	74,614,097,007
(資本の部)	
資本	75,000,000,000
積立金	19,504,082,220
当期事業収支差金	17,967,758,881
資本合計	112,461,841,051
負債資本合計	187,075,938,058

3 昭和52年度損益計算書

損益計算書

昭和52年4月1日から昭和53年3月31日まで

科 目	金 額	金 額
経常事業収入	208,688,786,155	209,128,908,581
受入金収入	617,447,200	
雑収入	4,817,876,175	
経常事業支出	69,974,837,948	190,359,420,614
給内放送	48,343,287,916	
国内放送	1,180,569,288	
調査研究	26,252,277,237	
管価却	2,363,382,826	
減価償却	23,388,720,289	
財務	15,089,084,684	
経常事業収支差金	3,177,340,476	18,764,487,917
資本支出	11,722,000,000	
当金	7,042,487,917	
特別収入	267,639,840	297,489,096
特別支出	5,748,868	
特別損益	24,100,398	
特別損益	546,156,637	1,104,218,182
特別損益	104,268,422	
特別損益	453,793,123	

当期事業収支差金	17,957,768,831
資本支出	11,722,000,000
事業収支剰余金	6,235,768,831

4 昭和52年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

昭和52年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

1 決算概説

日本放送協会は、昭和51年度を初年度とする3か年の経営計画の第2年度として、財政の安定を重要な課題とし、昭和52年度事業計画を実施した。

事業計画の実施にあつては、各部門において、さらに合理的、効率的な業務活動を推進し、極力受信契約者の増加を図るとともに、視聴者の意向を吸収してこれを事業運営に的確に反映し、放送の全国普及とすべした放送番組の実施により、国民生活の充実に資するよう努めた。

当年度末の資産及び負債の状況を財産目録と貸借対照表でみると、資産総額1,870億7,593万8千円に対し、負債総額746億1,409万7千円、資本の部における資本750億円、積立金195億408万2千円、当期事業収支差金179億5,775万9千円である。

次に、当年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入2,091億2,390万9千円に対し、経常事業支出は1,903億5,942万1千円であり、差し引き経常事業収支差金は187億6,448万8千円である。

これに特別収入2億9,748万9千円を加え、特別支出11億421万8千円を差し引いた当期事業収支差金は179億5,775万9千円であり、当期事業収支差金のうち資本支出充当は117億2,200万円、事業収支剰余金は62億3,575万9千円である。

なお、この事業収支剰余金のうち、20億1,000万円は、翌年度の財政安定のための財源に充てるものである。

2 資産及び負債並びに損益の状況

当年度末における資産、負債の状況及び当年度内その増減並びに当年度における損益の状況は、次のとおりである。

(1) 財産目録及び貸借対照表

ア 資産の部

当年度末の資産総額は、前年度末の1,720億2,623万6千円に比べ141億4,970万2千円増加し、1,870億7,593万8千円となり、その内容は次表のとおりである。

Table with 5 columns: 区分, 昭和51年度末, 昭和52年度末, 増減. Sub-headers: 金額, 構成比率(%), 金額, 構成比率(%). Rows: 流動資産, 固定資産, 特定資産, 繰上計, 合計.

流動資産 当年度末の流動資産は、前年度末の402億5,110万3千円に比べ88億3,483万8千円増加し、490億8,544万1千円となり、その内容は次表のとおりである。

Table with 5 columns: 区分, 昭和51年度末, 昭和52年度末, 増減. Rows: 現金, 預金, 有価証券, 貯蓄, 前払費用, その他の流動資産, 合計.

Table with 4 columns: 区分, 金額, 摘要. Rows: 現金, 合計.

Table with 2 columns: 預金, 合計. Values: 11,582,984, 11,631,190.

Table with 4 columns: 区分, 金額, 摘要. Rows: 受信料未収金, 未収受信料欠損引当金, 合計.

注3 有価証券 (単位: 千円)

Table with 5 columns: 区分, 券面総額, 取得価額, 貸借対照表計上額, 摘要. Rows: 金融債, 政府債, 電信債, 国債, 事業債, 合計.

注4 貯蔵品 (単位: 千円)

Table with 4 columns: 区分, 金額, 摘要. Rows: 燃料, 記念品, 合計.

注5 前払費用

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
長期借入金利息	159,504	
翌年度番組料	1,678,012	
翌年度受信料収納経費	844,478	
その他の前払費用	314,708	営業所等賃借料ほか
合 計	2,996,702	

注6 その他の流動資産

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
未収入保証金	1,515,777	有価証券利息ほか 建物賃借保証金ほか
差入払金	798,466	
仮払金	150,318	諸立替払金
合 計	2,464,561	

(イ) 固定資産

(単位 千円)

区 分	前年度末高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末高	減価償却累計額	差引当年度末高
有形固定資産	271,256,248	21,523,152	6,623,613	286,155,787	151,191,205	134,964,582
建物	76,941,892	1,478,575	225,715	77,194,752	24,585,908	52,608,844
構築物	48,539,364	5,489,940	388,562	48,640,742	20,708,357	27,932,385
機械	135,190,292	13,261,915	5,607,892	142,844,315	105,250,665	37,593,650
器具什器	950,776	29,404	10,477	969,703	650,775	318,928
土地	15,286,161	368,362	55,136	15,594,387	—	15,594,387

建設仮勘定	347,769	899,956	335,831	911,888	—	911,888
無形固定資産	1,704,461	108,002	10,878	1,801,585	611,614	1,189,971
合 計	272,960,709	21,631,154	6,634,491	287,957,372	151,802,819	136,154,553

注1 当年度増加額のうち、建設計画の実施に伴う増加は、212億3,944万2千円であり、これは総合、教育テレビビジョン局の建設、放送設備の整備等を実施したためである。

注2 当年度末の建設仮勘定は、テレビビジョン局建設工事等未完成のものである。

(ウ) 特定資産

放送法第42条第3項に基づき放送債券償還のために積み立てた資産であり、その増減状況は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和51年度末	昭和52年度		年度末
		増	減	
放送債券償還積立資産	1,730,000	1,852,000	1,730,000	1,852,000

(エ) 繰延勘定

翌年度以降にわたり費用となるもので、前年度末の1億8,810万1千円に比べ1,415万7千円減少し、1億8,394万4千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和51年度末	昭和52年度末	増 減
長期前払費用	32,097	32,307	210
放送債券発行差金	166,004	151,637	△ 14,367
合 計	198,101	183,944	△ 14,157

イ 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の784億2,215万4千円に比べ38億805万7千円減少し、746億1,409万7千円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭和 51 年度 末		昭和 52 年度 末		増 減
	金 額	構成比率 (%)	金 額	構成比率 (%)	
流 動 負 債	24,621,154	31.4	25,943,097	34.8	1,321,943
固 定 負 債	53,801,000	68.6	48,671,000	65.2	△ 5,130,000
合 計	78,422,154	100.0	74,614,097	100.0	△ 3,808,057

(7) 流 動 負 債
 当年度末の流動負債は、前年度末の 246 億 2,115 万 4 千円に比べ 13 億 2,194 万 3 千円増加し、259 億 4,309 万 7 千円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭和 51 年度 末	昭和 52 年度 末	増 減
未 払 金	2,193,267	2,721,738	528,471
受 信 料 前 受 金	21,946,590	22,687,782	721,192
その他の流動負債	481,297	553,577	72,280
合 計	24,621,154	25,943,097	1,321,943

注 1 未 払 金 (単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
放 送 債 券 利 息	253,981	
回線専用料ほか諸経費	1,891,343	
その他	576,464	機器購入代金ほか
合 計	2,721,738	

注 2 受信料前受金 (単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
受 信 料 前 受 金	22,667,782	翌年度分受信料の収納額

区 分	金 額	摘 要
前 受 収 益 金	13,716	部外技術協力料ほか
預 り 金	64,182	基金委託保証金ほか
仮 受 金	475,679	源泉徴収所得税ほか
合 計	553,577	

(4) 固 定 負 債
 当年度末の固定負債は、前年度末の 588 億 100 万円に比べ 51 億 3,000 万円減少し、486 億 7,400 万円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭和 51 年度 末	昭和 52 年度 末	増 減
放 送 債 券 金	14,920,000	16,520,000	1,600,000
長期借入金	38,181,000	25,451,000	△ 7,730,000
退職手当引当金	5,700,000	6,700,000	1,000,000
合 計	58,801,000	48,671,000	△ 5,130,000

注 放 送 債 券 及 び 長 期 借 入 金 (単位 千円)

区 分	昭和 51 年度 末	昭和 52 年 度	
		増	減
放 送 債 券 金	14,920,000	4,000,000	2,400,000
長期借入金	38,181,000	1,670,000	9,400,000
合 計	48,101,000	5,670,000	11,800,000

注 資 本 の 部
 当年度末の資本の部の総額は、前年度末の 945 億 408 万 2 千円に比べ 179 億 5,776 万 9 千円増加し、1,124 億 6,184 万 1 千円となり、その内容は次のとおりである。

(イ) 資本 750 億円
旧社団法人日本放送協会から承継した純資産 1 億 6,387 万 5 千円
固定資産の再評価益を資本に組み入れた額 30 億 8,587 万 7 千円
積立金から組み入れた固定資産充当金の累積額 717 億 4,804 万 8 千円
195 億 408 万 2 千円

(ロ) 積立金
前年度の当期事業収支差金 205 億 1,245 万 8 千円から前年度末の繰越欠損金△10 億 837 万 6 千円を差し引いた結果である。

(ハ) 当期事業収支差金 179 億 5,775 万 9 千円

(ニ) 損益計算書

ア 経常事業収支

経常事業収入 2,091 億 2,380 万 9 千円に対し、経常事業支出は 1,903 億 5,942 万 1 千円であり、差し引き経常事業収支差金は 187 億 6,448 万 8 千円である。

なお、前年度決算額の経常事業収入 1,915 億 476 万 8 千円、経常事業支出 1,702 億 1,528 万 7 千円に比較すれば、経常事業収入は 176 億 1,914 万 1 千円、経常事業支出は 201 億 4,418 万 4 千円の増加である。

(イ) 経常事業収入

経常事業収入の増加は、主としてカラー受信契約者の増加及び沖縄県の区域における受信料月額の調整等に伴う受信料収入の増加によるものであり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和 51 年度	昭和 52 年度	増 減
受 信 料 入 入	187,522,931	203,688,786	16,165,855
交 付 金 収 入	612,165	617,448	5,283
雑 収 入	3,369,672	4,317,675	1,448,003
合 計	191,504,768	208,123,909	17,619,141

注 1 受 信 料

(単位 千円)

区 分	昭和 51 年度	昭和 52 年度	増 減
普 通 受 信 料	15,981,778	14,281,856	△ 1,699,922
カ ラ ー 受 信 料	171,541,153	180,406,930	17,865,777
合 計	187,522,931	203,688,786	16,165,855

なお、有料受信契約者数の増減状況は、次表のとおりである。

(単位 千件)

区 分	昭和 51 年度	昭和 52 年度	増 減
普 通 契 約	3,943	3,904	397
カ ラ ー 契 約	22,118	23,123	1,076
契 約 総 数	26,061	26,427	679
年 度 初 頭	25,961	26,427	679
年 度 末	26,427	27,106	679

注 2 交 付 金 収 入

(単位 千円)

区 分	昭和 51 年度	昭和 52 年度	増 減
国 際 放 送 関 係 政 府 交 付 金	447,771	553,955	106,184
選 挙 放 送 関 係 交 付 金	164,394	63,493	△ 100,901
合 計	612,165	617,448	5,283

注 3 雑 収 入

(単位 千円)

区 分	昭和 51 年度	昭和 52 年度	増 減
受 入 利 息	1,723,431	2,769,921	1,047,490
雑 収 入	1,646,241	2,047,754	401,513
合 計	3,369,672	4,817,675	1,448,003

(4) 経常事業支出
昭和52年度事業計画に基づき各部門の業務活動を積極的に推進し、その結果は次表のとおりである。

区 分	昭和51年度	昭和52年度	増 減
給 内 放 送 与	68,772,060	68,974,888	6,202,778
国 内 放 送 費	42,304,811	48,343,258	6,038,947
国 際 放 送 費	1,043,160	1,180,569	137,409
管 理 費	23,878,255	26,252,277	2,374,022
調 査 費	2,089,581	2,353,883	263,802
管 理 費	20,764,728	23,988,720	3,223,992
減 価 償 却 費	12,955,087	15,089,035	2,133,998
財 務 費	3,908,105	3,177,341	730,764 △
合 計	170,216,287	190,359,421	20,144,184

注1 給 与 (単位 千円)

区 分	昭和51年度	昭和52年度	増 減
給 料 手 当 費	68,179,441	69,331,786	6,152,345
労 務 費	592,619	643,052	50,433
合 計	68,772,060	69,974,838	6,202,778

注2 国内放送費 (単位 千円)

区 分	昭和51年度	昭和52年度	増 減
番 組 組 成 費	27,886,535	32,401,127	4,514,592
技 術 運 用 費	9,798,845	11,144,458	1,345,613
通 信 施 設 費	4,618,981	4,797,678	178,742
合 計	42,304,811	48,343,258	6,038,947

注3 管 理 費 (単位 千円)

区 分	昭和51年度	昭和52年度	増 減
広 報 ・ 受 信 改 善 費	1,535,980	1,505,369	△
契 約 収 納 費	17,342,275	19,446,908	2,104,633
未 収 受 信 料 欠 損 償 却 費	4,500,000	5,300,000	800,000
合 計	23,378,255	26,252,277	2,874,022

注4 管 理 費 (単位 千円)

区 分	昭和51年度	昭和52年度	増 減
一 般 管 理 費	1,775,381	1,793,794	18,413
施 設 管 理 費	2,844,302	2,862,258	17,956
厚 生 保 健 費	9,194,048	10,947,554	1,753,506
退 職 手 当 其 他 費	6,950,997	8,385,114	1,434,117
合 計	20,764,728	23,988,720	3,223,992

注5 減 価 償 却 費 (単位 千円)

区 分	取得価額	当年度償却額	償却額累計	現在価額
有 形 固 定 資 産	286,155,787	14,985,217	151,101,205	134,964,582
建 築 物	77,194,752	1,357,176	24,585,908	52,608,844
機 械 装 置	48,640,742	2,775,410	20,703,857	27,936,885
器 具 什 物	142,844,315	10,808,923	105,250,665	37,593,650
土 地	969,703	43,708	650,775	318,928
建 設 仮 勘 定 資 産	15,564,387	—	—	15,564,387
無 形 固 定 資 産	911,888	—	—	911,888
合 計	1,801,585	103,818	611,614	1,189,971

注6 財務費

(単位 千円)

区 分	昭和51年度	昭和52年度	増 減
支 払 利 息	8,780,795	3,029,026	△ 761,769
放送債券発行差金償却等	127,810	148,315	21,005
合 計	3,908,105	3,177,341	△ 730,764

イ 特別収支

固定資産売却益等の特別収入は2億9,748万9千円であり、固定資産売却損等の特別支出は11億421万8千円であり、その内容は次のとおりである。

ロ 特別収入

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
固定資産売却益	287,640	
固定資産受贈益	5,749	
固定資産修正益	24,100	固定資産の造成による評価益
合 計	297,489	

(ウ) 特別支出

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
固定資産売却損	546,157	
固定資産除却損	104,268	
固定資産修正損	453,793	昭和51年度分未収受信料欠損額確定に伴う修正損
合 計	1,104,218	

カ 当期事業収支差金

経常事業収支差金187億6,448万8千円に特別収入2億9,748万9千円を加え、特別支出11億421万8千円を差し引いた当期事業収支差金は179億5,775万9千円であり、これは資本支出充当117億2,200万円及び事業収支剰余金62億3,575万9千円である。

キ 収入支出の決算状況

当年度における収入支出の決算状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

別表

(事業収支)

収入支出決算表

昭和52年度

事 業 収 入	項 目	予 算		決 算		予 算 残 額
		当 初 額	増 減 額	合 計	算 額	
		(1)	(2)	(1)+(2)	(4)	(3)-(4)
事 業 支 出	受 交 付 信 料	210,808,541,000	0	210,808,541,000	209,421,387,627	1,387,143,373
	受 交 付 信 料	206,049,844,000	0	206,049,844,000	203,688,786,156	2,361,057,844
	受 交 付 信 料	620,555,000	0	620,555,000	617,447,200	3,107,800
	受 交 付 信 料	3,924,792,000	0	3,924,792,000	4,317,675,175	892,883,175
	受 交 付 信 料	213,350,000	0	213,350,000	297,489,096	84,139,096
事 業 支 出	受 交 付 信 料	197,076,541,000	0	197,076,541,000	191,463,688,796	5,612,902,204
	受 交 付 信 料	70,117,435,000	0	70,117,435,000	69,974,887,948	142,597,052

[illegible]

(資本収支)

資 本 収 入	項 目	予 算 額			決 算 額	繰 越 額	予 算 残 額 (3)-(4)-(5)
		予算額則に基づく増減額(2)		合 計 (1)+(2) (3)			
		当 初 額 (1)	第5条2項繰越額				
事業収入	事業収入	34,552,000,000	570,000,000	35,122,000,000	34,879,501,594	0	242,498,406
減価償却	減価償却	11,722,000,000	0	11,722,000,000	11,722,000,000	0	0
資産受入	資産受入	15,090,000,000	0	15,090,000,000	15,089,034,634	0	965,965
放送債償還積立資産もどし入	放送債償還積立資産もどし入	610,000,000	0	610,000,000	668,466,960	0	58,466,960
放長期借入金	放長期借入金	2,030,000,000	0	2,030,000,000	1,730,000,000	0	300,000,000
放長期借入金	放長期借入金	4,000,000,000	0	4,000,000,000	4,000,000,000	0	0
放長期借入金	放長期借入金	1,100,000,000	570,000,000	1,670,000,000	1,670,000,000	0	0
建設費	建設費	34,552,000,000	570,000,000	35,122,000,000	34,691,441,568	0	430,558,432
放送債償還積立資産繰入れ	放送債償還積立資産繰入れ	20,800,000,000	570,000,000	21,370,000,000	21,239,441,568	0	130,558,432
放送債償還積立資産繰入れ	放送債償還積立資産繰入れ	1,952,000,000	0	1,952,000,000	1,652,000,000	0	300,000,000
放送債償還積立資産繰入れ	放送債償還積立資産繰入れ	2,400,000,000	0	2,400,000,000	2,400,000,000	0	0
放長期借入金返還金	放長期借入金返還金	9,400,000,000	0	9,400,000,000	9,400,000,000	0	0

前 期 繰 越 金 10,055,633,128 円(このうち、翌年度の財政安定のための繰延額 9,820,458,178 円)
当年度収支差金発生額 6,423,818,867 円/事業収支差金 17,957,758,831 円と資本収支差金 188,060,026 円との合計額から事業収支差金受入れ 11,722,000,000 円を差し引いた(額)
後 期 繰 越 金 16,479,451,985 円(このうち、翌年度の財政安定のための繰延額 11,830,458,178 円これは、前年度からの繰延額 9,820,458,178 円及び本年度からの繰延額 2,010,000,000 円である。)

昭和五十五年十月二十九日 参議院會議録第五号

日本放送協会昭和五十二年財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
び事業の承継に関する法律案外十件

七六

「福岡知事登壇、拍手」

○福岡知事 ただいま議題となりました日本放送協会昭和五十二年財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書について、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本件は、日本放送協会の昭和五十二年度決算に係るものでありまして、放送法の定めるところにより会計検査院の検査を経て内閣から提出されたものであります。

その概要を申し上げますと、同協会の五十二年度末における財産状況は、資産総額一千八百七十七億七千六百万円、負債総額七百四十六億一千四百万円、資本総額一千二百二十四億六千二百万円となっております。

また、当年度中の損益は、経常事業収入二千九十一億二千四百万円に対し、経常事業支出一千九百三十三億九千九百万円であり、差し引き経常事業収支差金は百八十七億六千五百万円となっております。これに固定資産売却損益等の特別収支を含めた事業収支差金は百七十九億五千八百万円となっております。このうち債務償還に充てられた資本支出充当額は百七十七億二千二百万円であり、この結果、事業収支剰余金は六十二億三千六百万円となっております。

なお、この事業収支剰余金のうち二十億一千万円は翌年度以降の財政安定のための財源に充てるものとしております。

本件には、会計検査院の「記述すべき意見はない」旨の検査結果が付されております。

委員会におきましては、収支予算等が適正かつ効率的に執行されたかどうかを初め、未収受信料の収納対策、テレビの受信障害対策、協会財政の基盤強化対策、公共放送としての番組編成のあり方、衛星放送、多重放送など新しい放送メディアの実用化等の諸問題について、政府、会計検査院及び協会当局に質疑を行い、慎重審議の結果、本

件は全会一致をもってこれを是認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(秋山長造君) これより採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり是認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋山長造君) 過半数と認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり是認することとに決しました。

○副議長(秋山長造君) 日程第二 このもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案(内閣提出)

日程第三 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第四 優生保護法の一部を改正する法律案(衆議院提出)並びに

日程第五より第一二までの公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求むるの件(鉄道労働組合関係)

同(国鉄労働組合関係)

同(国鉄動力車労働組合関係)

同(全国鉄路建設労働組合連合会関係)

同(全国鉄路動力車労働組合関係)

同(全通信労働組合関係)

同(全日本郵政労働組合関係)

(いずれも第九十二回国会内閣提出、第九十三回国会衆議院送付)

以上十一件を一括して議題といたします。

審査報告書
このもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十五年十月二十八日
社会労働委員長 片山 甚市
参議院議長 徳永 正利殿
要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、特殊法人の整理合理化を図るため、このもの国協会の解散及び事業の承継に関する措置を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行つた。
一、費用
本法律案のため、特に費用を要しない。
附帯決議
政府は、次の事項につき格段の努力を払うべきである。
一、このもの国の運営に当つては、特殊法人としての国協会設立の趣旨である緑豊かな自然の中での児童の健全育成の目的が十分生かされるよう特段の配慮をし、かつ、子供の安全を確保するために十分な措置を講ずること。
二、このもの国に対し、民間移管後も従来の趣旨に沿ひ、必要な助成を行い、その整備発展に配慮すること。
三、特殊法人としての国協会の解散に当たり、その職員の出遇については、適正な措置をとること。
右決議する。
このもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案

国会に提出する。
昭和五十五年十月六日
内閣総理大臣 鈴木 善幸
このもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案
このもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案
(このもの国協会の解散等)
第一条 このもの国協会(以下「協会」という。)は、この法律の施行の時に解散する。
2 協会の解散の際現に協会の有する土地及びその定着物(建物及び工作物を除く。以下「土地等」という。)は、協会の解散の時に、国が承継し、一般会計に帰属する。
3 前項に規定する土地等の所有権以外の協会の一切の権利義務は、協会の解散の時に、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十条に規定する児童厚生施設を営む事業のうち次に掲げるものを専ら行うことを目的とする社会福祉法人であつて厚生大臣が指定するもの(以下「指定法人」という。)が承継する。
一 児童のための遊戯施設、教養施設、生活訓練施設その他児童の健康を増進し、又はその情操を豊かにするための諸施設が総合的に整備された集団施設を設置し、及び運営すること。
二 前号に規定する集団施設の設置及び運営に附帯する事業
4 協会の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。
5 第一項の規定により協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
(国有財産の無償貸付け)
第二条 政府は、指定法人に対し、指定法人が行

う前条第三項各号に掲げる事業の用に供させるため、同条第二項の規定により一般会計に帰属した土地等を無償で貸し付けることができる。

2 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十二條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地等を無償で貸し付ける場合について準用する。

(指定法人の事業の制限)

第三条 指定法人は、第一条第三項各号に掲げる事業以外の事業を行つてはならない。

(監督等)

第四条 指定法人は、第二条第一項の規定による貸付けを受けたときは、毎会計年度、予算及び事業計画書を作成し、当該会計年度開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 厚生大臣は、第二条第一項の規定による無償貸付けの目的が有効に達せられることを確保するため、同項の規定による貸付けを受けた指定法人の役員が法令、法令に基づいて行つた行政庁の処分又は定款に違反した場合において、当該指定法人に対し、その役員を解職すべき旨を勧告することができる。

3 厚生大臣は、第二条第一項の規定による貸付けを受けた指定法人が次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定により貸し付けた土地等の所管大臣(次条において「貸付財産の所管大臣」という。)にその旨を通知しなければならない。

一 第二条第一項の規定により貸付けを受けた土地等を第一条第三項各号に掲げる事業以外の事業の用に供したとき。

二 第一項の認可を受けなかつたとき。

三 前項の規定による役員の解職の勧告に従わなかつたとき。

四 児童福祉法第四十六條第二項又は第三項の規定による命令に従わなかつたとき。

五 児童福祉法第五十八條第一項の規定により同法第三十五條第三項の認可を取り消されたとき。

六 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第五十四條第二項の規定による解散の命令を受けたとき。

七 その他法令、法令に基づく行政庁の処分若しくは定款に違反した場合、法令に基づく行政庁の監督に従わなかつた場合又は当該指定法人の事業が適正に行われなかつた場合であつて、厚生大臣が第二条第一項の規定による無償貸付けの目的が有効に達せられないものと認めるとき。

(契約の解除)

第五条 貸付財産の所管大臣は、前条第三項の通知を受けたときは、厚生大臣の意見を聴いて、第二条第一項の規定による貸付けの契約を解除することができる。

(指定の取消し及び再指定)

第六条 厚生大臣は、指定法人に対する第二条第一項の規定による貸付けの契約が解除されたときは、当該指定法人に係る指定を取り消すことができる。

2 前項の規定による指定の取消しが行われた場合には、厚生大臣は、第一条第三項に規定する要件に該当する社会福祉法人を新たに指定することができる。当該新たに指定された社会福祉法人に係る指定が次項において準用する前項の規定により取り消された場合も、同様とする。

3 第二条から前条まで及び第一項の規定は、前項の規定により新たに指定された社会福祉法人について準用する。この場合において、第二条から第四条までの規定及び第一項中「指定法人」とあるのは、「第六条第二項の規定により新たに指定された社会福祉法人」と読み替へるものとする。

(政令への委任)

第七条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第一条第三項の規定による厚生大臣の指定は、この法律の施行前に行つたことができる。

(こどもの国協会法の廃止)

3 こどもの国協会法(昭和四十一年法律第百三十一号)は、廃止する。

(こどもの国協会法の廃止に伴う経過措置)

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)

5 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條中第五十六號の四を削り、第五十六號の五を第五十六號の四とし、第五十六號の六を第五十六號の五とする。

(地方税法の一部改正)

6 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第三号中「こどもの国協会」を削る。

第七十三條の四第一項第十一号の二を削る。

第三百四十八條第二項中第十八号の二を削り、第十八号の三を第十八号の二とする。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

7 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十三年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「こどもの国協会」を削る。

削る。

8 (所得税法の一部改正)
所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表こどもの国協会の項を削る。

(法人税法の一部改正)

9 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表こどもの国協会の項を削る。

(印紙税法の一部改正)

10 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表こどもの国協会の項を削る。

(登録免許税法の一部改正)

11 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表こどもの国協会の項を削る。

審査報告書

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年十月二十八日

社会労働委員長 片山 基市

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢と人口構造の老齡化傾向とにかんがみ、厚生年金、国民年金等について、財政再計算を一年繰り上げて昭和五十五年度に実施し、年金水準の引上げ、遺族年金及び母子年金の額その他の給付額の引上げを行うほか、被保険者である間に支給する老齡年金の支給制限の緩和等の措置を講ずるとともに、福祉年金、児童扶養手当、特別児

昭和五十五年十月二十九日 参議院會議録第五号

童扶養手当及び福祉手当の額を引き上げる等の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に要する経費は、昭和五十五年度において一般会計で約百十二億円、特別会計で約四千八百十九億円の見込みである。

なお、保険料率の引上げにより、特別会計に約三千九百五十五億円の収入増が見込まれる。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

一、本格的な高齢化社会の到来を迎え、中高年齢者の雇用の改善と特に適正な給付と公正な負担のあり方を含め公的年金制度全体の抜本的改善を図ること。

二、婦人の年金権のあり方については、被用者の妻の国民年金への任意加入制度との関連も含め総合的な見地から検討を進め、速やかにその確立に努めること。

三、遺族年金については、引き続き改善に努めること。

四、在職老齢年金制度の支給制限の緩和について検討すること。

五、いわゆる経過年金については、その水準のあり方を早急に明らかにするとともに、その一環として福祉年金の充実を図ること。

六、本格的な年金時代を迎えるに当たり、受給者、被保険者に個別的かつ具体的に対応できる年金相談体制の整備を促進するとともに、業務処理体制の強化を図り、もつて国民に対する

サービスの向上に一層努めること。

七、年金の給付については、老後の生活安定を図る立場から、業務処理体制の整備とあわせて支払期月、支払回数及び支払方法の制度間の整合について検討すること。

八、すべての年金は、非課税とするように努めること。

九、五人未満事業所の従業員に対する厚生年金保険の適用の問題について、具体的方策を樹立し、その適用の促進に努めること。

十、積立金の管理運用については、極力、有利運用を図るとともに、民主的な運用に努めること。また、被保険者に対する福祉還元についても、なお一層努力すること。

右決議する。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十五年十月十七日
衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

(小字及び一衆議院は修正)

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

厚生年金保険法等の一部を改正する法律

(厚生年金保険法の一部改正)

第一条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条の表を次のように改める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報 酬 月 額
第一級	四五、〇〇〇円	四六、五〇〇円未満

第二級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上	五〇、〇〇〇円未満
第三級	五二、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上	五四、〇〇〇円未満
第四級	五六、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満
第五級	六〇、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円未満
第六級	六四、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満
第七級	六八、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
第八級	七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満
第九級	七六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第一〇級	八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第一一級	八六、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第一二級	九二、〇〇〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第一三級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第一四級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第一五級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第一六級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二二、〇〇〇円未満
第一七級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上	一二〇、〇〇〇円未満
第一八級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満
第一九級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満

第二〇級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第二一級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第二二級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第二三級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第二四級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第二五級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満
第二六級	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円未満
第二七級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満
第二八級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満
第二九級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満
第三〇級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満
第三一級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満
第三二級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満
第三三級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第三四級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第三五級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上	

第三十四条第一項第一号中「千六百五十円」を「二千五十円」に改め、同条第五項中「七万二千円」を「十八万円」に、「四千八百円」を「二万四千

第三十八條第二項中「及び第六十二條の二の規定により加算する額」を削る。

昭和五十五年十月二十九日 参議院会議録第五号

こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案外十件

第四十二条第一項第四号中「前各号」を「前三号」に改め、同項に次の一号を加える。

五 第一号から第三号までのいづれかに規定する被保険者期間を満たしている被保険者が、六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は六十歳以上六十五歳未満である被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものが、第一号から第三号までのいづれかに規定する被保険者期間を満たすに至つたとき。

第四十二条第三項を削り、同条第四項中「前二項を」前項に改め、同項を同条第三項とする。

第四十三条第五項中「七十歳に達した後においては」を「六十五歳に達したときは」に、「その者の請求により、七十歳を」を「六十五歳に」、「その請求をした日の属する」を「六十五歳に達した」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 被保険者である受給権者が七十歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、七十歳に達した月前における被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、七十歳に達した月の翌月から、年金の額を改定する。

第四十五条中、「又は被保険者の資格を取得したとき(六十五歳に達した日以後において被保険者の資格を取得したときを除く。)」を削る。

第四十六條第一項を次のように改める。

老齡年金は、受給権者である被保険者が六十五歳に達するまでの間は、その支給を停止する。ただし、受給権者である被保険者が六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬等級が第一級から第十二級までの等級である期間、第十三級から第十七級

までの等級である期間又は第十八級から第二十級までの等級である期間があるときは、それぞれ、その期間については、老齢年金の額（加給年金額を除く。）の百分の二十、百分の五十又は百分の八十に相当する部分に限り支給を停止する。

第四十六条中第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

保険者である間は、その額（加給年金額を除く。）の百分の二十に相当する部分の支給を停

止する。ただし、六十五歳以上の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものは、二支給する。

第二條までの等額であるものに支給する老
齡年金については、この限りでない。
第四十六條に次の二項を加える。

4 老齡年金は、その受給権者の配偶者が当該老齡年金の加給年金額の計算の基礎となつて

いる場合であつて、当該配偶者が老齢年金又は障害年金（その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。）の支給

を受けることができるときは、その間、当該配偶者について計算する加給年金額に相当する部分の支給を停止する。

５ 老齢年金は、その受給権者の配偶者が当該老齢年金の加給年金額の計算の基礎となつて

いる場合であつて、当該配偶者が他の公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は障害と支給事由

る給付の停止。老齢、退職又は厚給を支給する由とする給付であつて政令で定めるもの（その全額につき支給を停止されている給付を除く）

く。の支給を受けることができるときは、その間、当該配偶者について計算する加給年金額に相当する部分の支給を停止する。

第四十六條の三第一項に次の一号を加える。

四 第一号イからニまでのいずれかに該当す

る被保険者が、六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬等級が

第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は六十歳以上六十五歳未満である被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものが、同号イ若しくはロのいずれかに該当するに至つたとき。

附則第二十八条の三中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項を第三項とし、第六項を第四項とし、同条第七項中「第四十六條の六第一号から第三号までの規定に該当したとき、又は」を「死亡したとき、又は老齡年金若しくは」に改め、同項を同条第五項とする。

(厚生年金保険法の一部を改正する法律の一部)

(改正)

第二条 厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「この法律による改正後の」を削り、同条第二項中「この法律による改正後の厚生年金保険法第六十三條第一項」を「厚生年金保険法第六十三條第一項及び第二項」に改める。

(船員保険法の一部改正)

第三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

等級	標準報酬		報酬月額額	
	月	額	日	額
第一級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四六、五〇〇円未満	
第二級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四六、五〇〇円以上	五〇、〇〇〇円未満
第三級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上	五四、〇〇〇円未満
第四級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満
第五級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円未満
第六級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円	六二、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満
第七級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
第八級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満
第九級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満

第二〇級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第二級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第二級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第三級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第四級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第五級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第六級	一一八、〇〇〇円	三、九三〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二一、〇〇〇円未満
第七級	一二六、〇〇〇円	四、二〇〇円	一二一、〇〇〇円以上	一二八、〇〇〇円未満
第八級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一二八、〇〇〇円以上	一三六、〇〇〇円未満
第九級	一四二、〇〇〇円	四、七三〇円	一三六、〇〇〇円以上	一四四、〇〇〇円未満
第二〇級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一四四、〇〇〇円以上	一五二、〇〇〇円未満
第二級	一六〇、〇〇〇円	五、三三〇円	一五二、〇〇〇円以上	一六〇、〇〇〇円未満
第三級	一七〇、〇〇〇円	五、六七〇円	一六〇、〇〇〇円以上	一六八、〇〇〇円未満
第四級	一八〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一六八、〇〇〇円以上	一七六、〇〇〇円未満
第五級	一九〇、〇〇〇円	六、三三〇円	一七六、〇〇〇円以上	一八四、〇〇〇円未満
第六級	二〇〇、〇〇〇円	六、六七〇円	一八四、〇〇〇円以上	一九二、〇〇〇円未満
第七級	二一〇、〇〇〇円	七、〇〇〇円	一九二、〇〇〇円以上	二〇〇、〇〇〇円未満
第八級	二二〇、〇〇〇円	七、三三〇円	二〇〇、〇〇〇円以上	二〇八、〇〇〇円未満
第九級	二四〇、〇〇〇円	八、〇〇〇円	二〇八、〇〇〇円以上	二一六、〇〇〇円未満

第二八級	二六〇、〇〇〇円	八、六七〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満
第二九級	二八〇、〇〇〇円	九、三三〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満
第三〇級	三〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満
第三一級	三二〇、〇〇〇円	一〇、六七〇円	三一〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満
第三二級	三四〇、〇〇〇円	一一、三三〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満
第三三級	三六〇、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第三四級	三八〇、〇〇〇円	一二、六七〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第三五級	四一〇、〇〇〇円	一三、六七〇円	三九五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満
第三六級	四四〇、〇〇〇円	一四、六七〇円	四二五、〇〇〇円以上	

第二十三条第二項各号を次のように改める。

一 第五十條第一項第一号若ハ第四号乃至第六号ニ該当シタルニ因リ遺族年金ヲ支給スベキ場合又ハ通算遺族年金ヲ支給スベキ場合ニ於ケル四十歳未満ノ妻但シ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル十八歳未満ノ子又ハ不具廢疾ニ因リ労働能力ナキ子ト生計ヲ同じクスル妻ヲ除ク

二 十八歳以上ノ子又ハ孫

三 六十歳未満ノ夫、父母又ハ祖父母

四 十八歳以上六十歳未満ノ兄弟姉妹

第二十三條第三項中「第五十條第一項第四号」を「第五十條第一項第一号若ハ第四号」に改め、

同条第四項中「看做ス」を「看做シ第二項第一号但書ノ規定ニ付テハ妻ハ其ノ日ヨリ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡當時其ノ子ト

生計ヲ同じクシタルモノト看做ス」に改める。

第二十三條ノ七第四項中「第五十條ノ三ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々」を削り、「二倍ニ相当スル額」の下に「(第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ加ヘタル額)」を加える。

第二十七條ノ二第三項中「第四号」を「第一号」に改める。

第三十四條第五項中「前二項」を「前項」に改め、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第四項を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。

第一項各号ノ一ニ該当スル被保険者ガ六十歳以上六十五歳未満タル間ニ於テ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ニ該当スルニ至リタルトキ又ハ六十歳以上六十五歳未満ノ被保険者ニシテ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ナルモノニ該当スル老齡年金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十八條に次の二項を加える。

老齡年金ハ其ノ支給ヲ受クル者ノ配偶者ガ当該老齡年金ニ付第三十六條第一項ノ規定ニ依リ加給スベキ金額ノ計算ノ基礎ト為リタル場合ニ於テ当該配偶者ガ老齡年金又ハ障害年金(其ノ金額ニ付支給ヲ停止サレタル老齡年金又ハ障害年金ヲ除ク)ノ支給ヲ受クベキトキハ其ノ間当該配偶者ニ付同項ノ規定ニ依リ加給スベキ金額ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス

老齡年金ハ其ノ支給ヲ受クル者ノ配偶者ガ当該老齡年金ニ付第三十六條第一項ノ規定ニ依リ加給スベキ金額ノ計算ノ基礎ト為リタル場合ニ於テ当該配偶者ガ他ノ公的年金各法ニ基ク年金タル給付其ノ他ノ年金タル給付ノ中老齡、退職又ハ廢疾ヲ支給事由トスル給付ノ中老齡ヲ以テ定ムルモノ(其ノ金額ニ付支給ヲ停止サレタル給付ヲ除ク)ノ支給ヲ受クベキトキハ其ノ間当該配偶者ニ付同項ノ規定ニ依リ加給スベキ金額ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス

第三十八條ノ二第二項中「七十歳ニ達シタル後ニ於テハ其ノ者ノ請求ニ依リ七十歳」を「六十歳ニ達シタルトキハ六十五歳」に、「其ノ請求ヲ為シタル日ノ属スル」を「六十五歳ニ達シタル」に改め、同条第三項を次のように改める。

老齡年金ノ支給ヲ受クル被保険者ガ七十歳ニ達シタルトキハ七十歳ニ達シタル月ノ前月迄ノ被保険者タリシ期間ヲ其ノ老齡年金ノ額ノ計算ノ基礎トスルモノトシ七十歳ニ達シタル月ノ翌月ヨリ老齡年金ノ額ヲ改定ス

第三十九條ノ二第一項に次の一号を加える。

四 第一号イ乃至ニノ何レカニ該当スル被保険者ガ六十歳以上六十五歳未満タル間ニ於テ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ニ該当スルニ至リタルトキ又ハ六十歳以上六十五歳未満ノ被保険者ニシテ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ナルモノノガ同号イ乃至ニノ何レカニ該

当スル老齡年金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一級乃至第二十級ノ等級ナルモノノガ同項各号ノ一ニ該当スルニ至リタルトキハ同項ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ニ老齡年金ヲ支給ス

第三十五條第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に、「二十六万四千円」を「三万二千八百円」に、「二十九万七千円」を「三十六万九千円」に改める。

第三十六條第一項中「七万二千円」を「十八万円」に、「二万四千円」を「六万円」に、「四万八千円」を「十二万円」に、「四千八百円」を「二万四千円」に改める。

第三十七條中「又ハ被保険者ト為リタルトキ(六十五歳ニ達シタル後被保険者ト為リタルトキヲ除ク)」を削る。

第三十八條第一項を次のように改める。

老齡年金ハ其ノ支給ヲ受クル被保険者ガ六十歳ニ達スル迄ノ間ハ其ノ支給ヲ停止ス但シ老齡年金ノ支給ヲ受クル被保険者ガ六十歳以上六十五歳未満タル間ニ於テ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ナルモノニ該当スル老齡年金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

当スルニ至リタルトキ

第三十九条ノ二第二項及び第三項を削る。

第三十九条ノ四を次のように改める。

第三十九条ノ四 通算老齢年金ノ支給ヲ受クル者ガ死亡シタルトキ又ハ老齢年金ヲ受クル権利ヲ有スルニ至リタルトキハ其ノ通算老齢年金ヲ受クル権利ヲ失フ

第三十九条ノ五第一項及び第二項を次のように改める。

通算老齢年金ハ其ノ支給ヲ受クル被保険者ガ六十五歳ニ達スル迄ノ間ハ其ノ支給ヲ停止ス但シ通算老齢年金ノ支給ヲ受クル被保険者ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第十二級ノ等級タル期間又ハ第十八級乃至第二十級ノ等級タル期間アルトキハ其ノ期間夫々其ノ額ノ百分ノ二十、百分ノ五十又ハ百分ノ八十ニ相当スル部分ニ限り支給ヲ停止ス

通算老齢年金ハ其ノ支給ヲ受クル者ガ六十五歳以上ノ被保険者タル間其ノ額ノ百分ノ二十ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス但シ六十五歳以上ノ被保険者ニシテ其ノ者ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ナルモノニ支給スル通算老齢年金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四十一条第一項第一号中「十九万八千円」を「二十四万六千円」に改め、同条第二項中「三十九万六千円」を「五十五万六千円」に改める。

第四十一条ノ二第一項中「七万二千元」を「十八万八千元」に、「二万四千元」を「六万八千元」に、「四万八千元」を「十二万八千元」に、「四万八千円」を「十二万八千円」に改める。

第四十四条ノ三に次の一項を加える。

第三十八条第四項及第五項ノ規定ハ障害年金ニ付テハ準用ス此ノ場合ニ於テ之ノ等ノ規定中「第三十六条第一項」トアルハ「第四十一条ノ二第一項」ト読替フルモノトス

第五十条第一項第四号中「十五年未満」及び「第三十四条第一項第二号又ハ第三号ニ該当スル者ヲ除ク」を削る。

第五十条ノ二第二項第二号中「四万九千五百円」を「六万五千五百円」に改め、同項第三号中「九万九千円」を「十二万三千円」に改め、同条第三項中「三十九万六千円」を「五十五万六千円」に改める。

第五十条ノ三ノ二第一号中「六万八千元」を「十二万八千元」に、「八万四千円」を「二十一万円」に改め、同条第二号中「四万八千円」を「十二万八千元」に改める。

第五十条ノ四第六号中「子」を「夫、子」に改め、同条第八号とし、同条第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

第五 第二十三条第二項第一号但書ニ該当シタル遺族年金ノ支給ヲ受クル妻ニ付引続キ其ノ者ト生計ヲ同ジクシ且遺族年金ノ支給ヲ受クベキ遺族ノ範囲ニ属スル子ナクナツタトキ但シ其ノ者ガ四十歳以上タルトキ及

其ノ権利ヲ有スルニ至リタル当時ヨリ引続キ不具廃疾ニ因リ労働能力ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ

六 不具廃疾ニ因リ労働能力ナキ遺族年金ノ支給ヲ受クル妻ニ付其ノ事情止ミタルトキ但シ其ノ者ガ四十歳以上タルトキ及

其ノ権利ヲ有スルニ至リタル当時ヨリ引続キ不具廃疾ニ因リ労働能力ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五十条ノ四に次の一項を加える。

第五十条第一項第一号又ハ第四号乃至第六号に該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金ノ支給ヲ受クル父母、孫又ハ祖父母ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時胎児タル子出

生シタルトキハ其ノ支給ヲ受クル権利ヲ失フ

第五十条ノ七ノ二の次に次の一条を加える。

第五十条ノ七ノ三 遺族年金ハ其ノ支給ヲ受クル妻ガ第五十条ノ三ノ二各号ノ一ニ該当スル場合(同条但書ニ該当スル場合ヲ除ク)ニ於テ他ノ公的年金各法ニ基ク年金タル給付其ノ他ノ年金タル給付ノ中老齢、退職又ハ廃疾ヲ支給事由トスル給付テ政令ヲ以テ定ムルモノ(其ノ金額ニ付其ノ支給ヲ停止サレタル給付ヲ除ク)ノ支給ヲ受クベキトキハ其ノ間同条ノ規定ニ依リ加給スル額ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス

第五十条ノ八ノ二中「第三十九条ノ二第一項第一号イ乃至ニ」を「第三十九条ノ二第一号イ乃至ニ」に改める。

第五十一条第一項中「第三十四条第三項」を「第三十四条第四項」に改める。

第五十九条第五項第一号中「千分ノ百八十四」を「千分ノ二百六」に改め、同項第二号中「千分ノ百七十三」を「千分ノ百九十五」に改め、同項第四号中「千分ノ百六」を「千分ノ百二十八」に改める。

第六十条第一項第一号中「千分ノ八十七・五」を「千分ノ九十八・五」に改め、同項第二号中「千分ノ八十二」を「千分ノ九十三」に改める。

別表第三ノ二中「二四、〇〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に、「四八、〇〇〇円」を「二二〇、〇〇〇円」に、「五二、八〇〇円」を「一四四、〇〇〇円」に、「四、八〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に改める。

(船員保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第四條 船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条第三項中「千六百五十円」を「二千五百円」に改め、同条第四項第一号中「千六百五十円」を「二千五百円」に、「六十九万三千円」を「八十六万四千円」に改める。

附則第十七条第一項に次の一号を加える。

四 第一号イ若しくはロのいずれかに該当する被保険者が、六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は六十歳以上六十五歳未満である被保険者であつて、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十級までの等級であるものが、同号イ若しくはロのいずれかに該当するに至つたとき。

附則第十七条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項を第三項とし、第六項を第四項とし、同条第七項中「船員保険法第三十九条ノ四第一号から第三号までの規定に該当したとき、又は同法による」を「死亡したとき、又は船員保険法による老齢年金若しくは」に改め、同項を同条第五項とする。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十條中「第五十条ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々」を削り、「二倍ニ相当スル額」の下に「(第五十条ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ加ヘタル額)」を加え、「八万六千四百円」を「九万八千四百円」に改める。

(厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正)

第六條 厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第百十七号)の一部を次のように

昭和五十五年十月二十九日 参議院会議録第五号

こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案外十件

昭和五十五年十月二十九日 参議院會議録第五号

改正する。

第二条第三項及び第三条第三項中「であつて六十五歳以上であるもの」を削り、「高齢受給権者」を「受給権者」に改める。

第三条の二第一項及び第四項第一項中「高齢受給権者」を「受給権者」に改める。

第十三条の二第二項中「厚生年金保険法による老齢年金の額の下に(加給年金を除く。)」を加え、同項第一号中「第四十四条の二の規定により」の下に「計算した額(加給年金を除く。)」を加え、同項第二号中「計算した額と加給金に相当する額との合算額」を削り、同項第一号中「計算した額と加給金に相当する額との合算額」を削り、同項第二号中「第四十四条の二の規定により」の下に「計算した額(加給年金を除く。)」を加える。

第十四条の前の見出しを削り、同条及び第十五条を次のように改める。

第十四条及び第十五条 削除

第十六条第一項本文中「第二十四級」を「第二十級」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、受給権者が六十歳以上六十五歳未満であるときは、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級である間は、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級以外の等級である間、老齢年金の額(加給金に相当する金額を除く。)につき厚生年金保険法第四十六条第一項又は第二項の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額に相当する部分に限り支給を停止する。

第十八条の見出しを「(老齢年金の調整)」に改める。

第十九条第一項中「及び第三十七條」を削る。

第十九条の三第一項中「第二十二級」を「第二

十級」に、「場合においてその支給の停止の解除を申請した」を「若者である」に改め、「第三十九条ノ五第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第二項中「第二十四級」を「第二十級」に、「場合においてその支給の停止の解除を申請した」を「若者である」に改め、「第四十六条の七第一項」の下に「又は第二項」を加える。

こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案外十件

十級に、「場合においてその支給の停止の解除を申請した」を「若者である」に改め、「第三十九条ノ五第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第二項中「第二十四級」を「第二十級」に、「場合においてその支給の停止の解除を申請した」を「若者である」に改め、「第四十六条の七第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第二十条第一項中「第四十六条第二項」を「第四十六条第一項」に、「第三十八条第二項」を「第三十八条第一項」に、「第五十四条」を「第五十四条第一項若しくは第二項」に改める。

第二十五条の二及び第二十六条中「三十九万六千円」を「五十万六千円」に改める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四條中「改正後の」を削る。

附則第七條第一項中「改正後の」を削り、「同条第一項第一号イ」を「同条第一号イ」に改める。

附則第八條第一項中「改正後の」を削り、「第四十六条の三第一項」を「第四十六条の三」に、「同項」を「同条」に改め、同条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

3 第一項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない者が、六十五歳に達するまでの間において、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は同表の上欄に掲げる者で、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十五歳未満の被保険者であり、かつ、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるもの同日以後の被保険者期間が、それぞれ同表の下欄に規定する期間に達したとき、第一項と同様とする。

(国民年金法の一部改正)

第八條 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項第六号中「附則第四十六項」を「附則第四十五項」に改め、同条第五項中「第四十九條の規定を除き」を削る。

第十八條の二中「年金給付」を「給付」に改める。

第十八條の三中「第五十二條の二」を「第五十二條の二第一項」に改める。

第二十七條第一項中「千三百円」を「千六百八十円」に改める。

規定する期間に達したときも、同項と同様とする。

八四

第三十三條第一項ただし書及び第二項並びに第三十八條中「三十九万六千円」を「五十万六千円」に改める。

第三十九條第一項中「四千八百円」を「二万四千円」に、「二万四千円」を「六万円」に改める。

第三十九條の次に次の一條を加える。

第三十九條の二 第三十八條又は前条第一項の母子年金の額には、当該夫の死亡について公的年金給付であつて政令で定めるものを受け加算する。

3 第一項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者であつた期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当しない者が、六十五歳に達するまでの間において、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は同表の上欄に掲げる者で、同項各号のいずれにも該当しない六十五歳未満の被保険者であり、かつ、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十級までの等級であるもの同日以後の被保険者であつた期間が、それぞれ同表の下欄に規定する期間に達したときも、第一項と同様とする。

2 前項に規定する加算を行うべき事由が生じ又は当該事由が消滅した場合における母子年金の額の改定は、当該事由が生じ又は当該事由が消滅した日の属する月の翌月から行う。

第四十一條第二項中「三分の一」を「五分の一」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第三十九條の二第一項の規定によりその額が加算された母子年金は、その受給権者が老齢、退職又は廃疾を支給事由とする公的年金給付であつて政令で定めるもの(その金額につき支給を停止されているものを除く。)の支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。

第四十一條に次の一項を加える。

4 母子年金は、前二項に規定する支給を停止すべき事由のいずれにも該当するときは、その間、前二項の規定にかかわらず、第三十九條の二第一項の規定により加算する額と母子年金の額から同項の規定により加算する額を控除した額の五分の二に相当する額(前項に規定する公的年金給付の額が母子年金の額から同条第一項の規定により加算する額を控除した額の五分の二に相当する額に満たないときは、当該公的年金給付の額)とを合算した額に相当する部分の支給を停止する。

第三十九條の二 第三十八條又は前条第一項の母子年金の額には、当該夫の死亡について公的年金給付であつて政令で定めるものを受け加算する。

2 前項に規定する加算を行うべき事由が生じ又は当該事由が消滅した場合における母子年金の額の改定は、当該事由が生じ又は当該事由が消滅した日の属する月の翌月から行う。

第四十一條第二項中「三分の一」を「五分の一」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第三十九條の二第一項の規定によりその額が加算された母子年金は、その受給権者が老齢、退職又は廃疾を支給事由とする公的年金給付であつて政令で定めるもの(その金額につき支給を停止されているものを除く。)の支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。

第四十一條に次の一項を加える。

4 母子年金は、前二項に規定する支給を停止すべき事由のいずれにも該当するときは、その間、前二項の規定にかかわらず、第三十九條の二第一項の規定により加算する額と母子年金の額から同項の規定により加算する額を控除した額の五分の二に相当する額(前項に規定する公的年金給付の額が母子年金の額から同条第一項の規定により加算する額を控除した額の五分の二に相当する額に満たないときは、当該公的年金給付の額)とを合算した額に相当する部分の支給を停止する。

第三十九條の二 第三十八條又は前条第一項の母子年金の額には、当該夫の死亡について公的年金給付であつて政令で定めるものを受け加算する。

2 前項に規定する加算を行うべき事由が生じ又は当該事由が消滅した場合における母子年金の額の改定は、当該事由が生じ又は当該事由が消滅した日の属する月の翌月から行う。

第四十一條第二項中「三分の一」を「五分の一」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第三十九條の二第一項の規定によりその額が加算された母子年金は、その受給権者が老齢、退職又は廃疾を支給事由とする公的年金給付であつて政令で定めるもの(その金額につき支給を停止されているものを除く。)の支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。

第四十一條に次の一項を加える。

4 母子年金は、前二項に規定する支給を停止すべき事由のいずれにも該当するときは、その間、前二項の規定にかかわらず、第三十九條の二第一項の規定により加算する額と母子年金の額から同項の規定により加算する額を控除した額の五分の二に相当する額(前項に規定する公的年金給付の額が母子年金の額から同条第一項の規定により加算する額を控除した額の五分の二に相当する額に満たないときは、当該公的年金給付の額)とを合算した額に相当する部分の支給を停止する。

第四十一条の四第一項中「及び第三十九条第一項」を、「第三十九条第一項及び第三十九条第二項」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項の場合において、同項に規定する準母子年金のうち一又は二以上の準母子年金について、前条第一項において準用する第三十九条の二第一項に規定する加算を行うべき事由(以下この項において「加算事由」という。)が生じたとき又は加算事由が消滅したときは、加算事由が生じた日又は加算事由が消滅した日の属する月の翌月から、第一項に規定する準母子年金の額を改定する。ただし、同項に規定する準母子年金のうち加算事由が生じ又は加算事由が消滅した当該一又は二以上の準母子年金以外の準母子年金について加算事由がある場合は、この限りでない。

第四十三条中「三十九万六千円」を「五十万六千円」に改める。

第四十四条第一項中「四千八百円」を「二万四千円」に、「二万四千円」を「六万四千円」に改める。

第四十九条第一項中「婚姻関係」の下に「届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。」を加える。

第五十二条の二に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、死亡一時金は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

一 死亡した者の死亡日においてその者の死亡により母子年金又は準母子年金を受けることができる者があるとき。

二 死亡した者の死亡日において胎児である子がある場合であつて、当該胎児であつた子が生まれた日においてその子の母が死亡した者の死亡により母子年金を受けることができるに至つたとき。

第五十二条の六中「第五十二条の二」を「第五十二条の二第一項」に改める。

第五十八条中「三十六万円」を「^{四十五}三十八万七千六百円」に、「二十四万円」を「^七二十五万八千円」に改める。

第六十二条中「三十二万二千円」を「^五三十三万六千円」に改める。

第六十三条第一項中「四千八百円」を「二万四千円」に、「二万四千円」を「六万四千円」に改める。

第六十四条の二中「第四十一条第二項」を「第四十一条第三項」に改める。

第六十四条の五第二項中「第五項まで」を「第四項まで及び第六項」に改める。

第七十七条第一項ただし書中「二十四万円」を「^七二十五万八千円」に改める。

第七十七条第一項第一号中「五百円」を「六百五十円」に改める。

第七十八条第二項及び第七十九条の二第四項中「二十四万円」を「^七二十五万八千円」に改める。

第八十七条第三項中「三千三百円」を「四千五百円」に改める。

(国民年金法の一部を改正する法律の一部改正)

第九条 国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条第二項を次のように改める。

2 前項の規定によつて支給する老齢年金の額は、第二十七条第一項の規定にかかわらず、^七二十五万九千二百円とする。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第二項中「三十九万六千円」を「五十万六千円」に改める。

十萬六千六百円に改め、同条第三項中「七万二千円」を「十八万円」に、「四千八百円」を「二万四千円」に改める。

円に、「二万四千円」を「六万四千円」に改める。附則第五條第一項の表を次のように改める。

昭和三十三年三月以前	九・〇七
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	八・八八
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	八・七六
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	七・二四
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	六・七〇
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	六・〇五
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	五・五五
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	五・一一
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	四・四六
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	四・一〇
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	三・九九
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	三・五四
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	二・七〇
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	二・三四
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	一・六六
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	一・四二

昭和五十五年十月二十九日 参議院會議録第五号 こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案外十件

八六

昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・一六
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・〇六
附則第五条第二項中「昭和五十一年八月一日」を「昭和五十五年六月一日」に、「三万円」を「四万五千円」に改める。	
附則第八条第四項中「三十九万六千円」を「五十万六千六百円」に改め、同条第五項中「三万六千円」を「四万五千円」に改める。	
附則第十条第一項の表を次のように改める。	
昭和三十三年三月以前	九・〇五
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	八・六四
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	八・四〇
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	七・八三
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	六・六三
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	五・八九
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	五・三一
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	四・八一
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	四・五五
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	三・九七
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	三・七八
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	三・三二
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	二・六五

昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	二・三九
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	一・七一
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	一・四五
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・一三
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・〇五
附則第十条第二項中「昭和五十一年八月一日」を「昭和五十五年六月一日」に、「三万六千円」を「四万五千円」に改め、同条第三項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。	
附則第十二条第二項中「千三百円」を「千六百八十円」に、「千九百五十円」を「二千五百二十円」に改める。	
附則第十四条中「六百五十円」を「八百四十円」に改める。	
附則第二十條第二項を次のように改める。	
2 前項の規定によつて支給する老齢年金の額は、国民年金法第二十七條第一項の規定にかかわらず、二十五万九千二百円とする。	
附則第二十二條第一項中「昭和五十年」を「昭和五十四年度」に改める。	
附則第二十二條の二を削る。	
(児童扶養手当法の一部改正)	
第十一條 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。	
第五條中「二万六千円」を「二万八千円」に、「二万八千円」を「三万三千円」に、「四万四千円」を「二万円」に改める。	
(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)	
第十二條 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。	
第四條中「二万円」を「二万五千五百円」に、「三万円」を「三万二千三百円」に改める。	
第十八條中「八千円」を「八千七百五十円」に改める。	
附則	
(施行期日等)	
第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一條中厚生年金保険法第八十一條第五項第四号の改正規定及び第三條中船員保険法第五十九條第五項第四号の改正規定は昭和五十五年十一月一日から、第八條中国民年金法第八十七條第三項の改正規定及び附則第五十六條の規定は昭和五十六年四月一日から施行する。	
2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。	
一 第一條の規定(厚生年金保険法附則第十六條第二項中「及び第六十二條の二に定める」を「第六十二條の二及び第六十五條の二に定	

めるに改める改正規定及び同項中「及び第六十二條の二の規定により加算する額」を削る改正規定を除く。による改正後の同法第三十四條、第四十二條、第四十三條、第四十五條、第四十六條、第四十六條の三、第四十六條の六、第四十六條の七、第五十條、第五十四條、第六十條、第六十八條の三、第三十一條、第三十三條、附則第十二條、附則第十六條及び附則第二十八條の三の規定、第三十六條の規定による改正後の船員保険法第三十四條から第三十八條ノ二まで、第三十九條ノ二、第三十九條ノ四、第三十九條ノ五、第四十一條、第四十一條ノ二、第四十四條ノ三、第五十條ノ二、第五十條ノ八ノ二、第五十一條及び別表第三ノ二の規定、第四條の規定による改正後の船員保険法の一部を改正する法律附則第十六條及び附則第十七條の規定、第五條の規定（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第七十二號）以下この条において「法律第七十二號」という。）附則第十條中「第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依り加給すべき金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々」を削る改正規定及び同条中「二倍ニ相当スル額」の下に「（第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依り加給すべき金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ加ヘタル額）」を加える改正規定を除く。による改正後の同法附則第十條の規定、第六條の規定による改正後の厚生年金保険及び船員保険交渉法第二條から第四條まで、第十三條の二から第十六條まで、第十八條、第十九條、第十九條の三、第二十二條、第二十五條の二及び第二十六條の規定、第七條の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（以下「法律第八十二號」という。）附則第四條、附則第七條、附則第八條、附則第十條、附則第十三條及び附則第十四條の規定、

第十條の規定（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二號）以下この条において「法律第九十二號」という。）附則第十二條、附則第十四條及び附則第二十條の改正規定を除く。による改正後の同法の規定並びに次条、附則第五條から附則第十四條まで、附則第十九條から附則第二十三條まで、附則第二十五條、附則第二十九條から附則第三十八條まで、附則第四十一條から附則第五十三條まで、附則第六十條、附則第六十一條及び附則第六十三條から附則第六十五條までの規定、昭和五十五年六月一日

二 第八條の規定による改正後の国民年金法第五條第五項、第十八條の二、第二十七條、第三十三條、第三十八條、第三十九條、第四十三條、第四十四條、第四十九條及び第七十七條第一項第一号の規定、第九條の規定による改正後の国民年金法の一部を改正する法律附則第十六條の規定、第十條の規定による改正後の法律第九十二號附則第十二條、附則第十四條及び附則第二十條の規定並びに附則第五十四條第一項〇の規定、昭和五十五年七月一日

三 第一條の規定（厚生年金保険法附則第十六條第二項中「七万二千円」を「九万八千四百円」に改める改正規定を除く。による改正後の同法第三十八條、第六十二條の二、第六十五條の二及び附則第十六條の規定、第三條の規定による改正後の船員保険法第二十三條ノ七、第五十條ノ三ノ二及び第五十條ノ七ノ三の規

定、第五條の規定（法律第七十二號附則第十條中「八万六千四百円」を「九万八千四百円」に改める改正規定を除く。による改正後の同法の規定、第八條の規定（国民年金法第四十一條第二項中「三分の一」を「五分の二」に改める改正規定を除く。による改正後の同法第三十九條の二、第四十一條、第四十一條の四、第五十八條、第六十二條、第六十三條、第六十四條の二、第六十四條の五、第六十七條第一項ただし書、第七十八條及び第七十九條の二の規定、〇第八條の規定による改正後の国民年金法の一部を改正する法律附則第十六條の規定、第九條の規定による改正後の法律第九十二號附則第二十條の規定、児童扶養手当法第五條の規定、第十二條の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四條及び第十八條の規定並びに附則第四條、附則第十五條、附則第十七條、附則第二十八條、附則第三十九條から附則第四十一條まで、附則第五十四條第二項、附則第五十五條第二項、附則第五十七條及び附則第五十八條の規定、昭和五十五年八月一日

四 第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第二十二條及び第八十一條第五項第一号から第三号までの規定、第三條の規定による改正後の船員保険法第四條、第五十九條第五項第一号及び第二号並びに第六十條の規定並びに附則第三條及び附則第二十六條の規定、昭和五十五年十月一日

（第一條の規定の施行に伴う経過措置等）
第二條、昭和五十五年五月以前に月分の厚生年金保険法による年金たる保険給付の額については、なお従前の例による。

第三條、昭和五十五年十月一日前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（第四種被保険者の資格を有する者を除く。）のうち、同年七月一日から同年九月三十日までの間に被保険者の資格を取得した者又は厚生年金保険法第二十三條第一項の規定により同年八月若しくは同年九月から標準報酬が改定された者であつて、同年同月の標準報酬月額が四万二千円以下であるもの又は三十二万円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第一條の規定による改正後の同法第二十條の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、都道府県知事が改定する。）

2 前項の規定により改定された標準報酬は、昭和五十五年十月から昭和五十六年九月までの各月の標準報酬とする。

3 標準報酬月額が四万五千円未満である厚生年金保険の第四種被保険者の昭和五十五年十一月以後の標準報酬月額は、厚生年金保険法第二十六條の規定にかかわらず、四万五千円とする。

第四條、昭和五十五年八月一日からの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間のいづれかの日において厚生年金保険法第六十二條の二の規定により加算する額が加算されている遺族年金を受ける権利を有する者（同法第三十八條第一項の規定により当該遺族年金が支給されている者に限る。）の当該遺族年金については、引き続き同項の規定により支給される間、第一條の規定による改正後の同法第三十八條第二項中「加給年金額」とあるのは、「加給年金額及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号）第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第六十二條の二の規定により加算する額」とする。

第五條、第一條の規定による改正後の厚生年金保

昭和五十五年十月二十九日 参議院會議録第五号

こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案外十件

八八

第六条 昭和五十五年六月一日において現に第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十二條第一項の規定による老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までとの間は、同項第五号中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

第七條 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法による老齢年金又は通算老齢年金の受給権者である被保険者であつて、六十五歳以上であるものに支給する老齢年金又は通算老齢年金については、第一條の規定による改正後の同法第四十三條第五項(同法第四十六條の四第三項において準用する場合を含む。の)の規定にかかわらず、六十五歳に達した月前における被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、同年六月から、年金の額を改定する。

第八條 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法による老齢年金又は通算老齢年金の受給権者である被保険者であつて、七十歳以上であるものに支給する老齢年金又は通算老齢年金については、第一條の規定による改正後の同法第四十三條第六項(同法第四十六條の四第三項において準用する場合を含む。の)の規定にかかわらず、七十歳に達した月前における被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、同年六月から、年金の額を改定する。

第九條 第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十六條第一項又は第二項の規定による老齢年金の支給の停止については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までとの間は、同

条第一項中「第二十級」とあるのは「第二十五級」と、「第十三級から第十七級まで」とあるのは「第十八級から第二十二級まで」と、「第十八級から第二十級まで」とあるのは「第二十三級から第二十五級まで」と、同条第二項中「第二十級」とあるのは「第二十五級」とする。

第十條 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間のいづれかの日において厚生年金保険法による老齢年金又は障害年金(その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く)を受ける権利を有する者(その者の配偶者が当該老齢年金又は障害年金の加給年金額の計算の基礎となつており、かつ、当該配偶者が同法による老齢年金又は障害年金(その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く)の支給を受けることができる者に限る)の当該老齢年金又は障害年金については、第一條の規定による改正後の同法第四十六條第四項(第一條の規定による改正後の同法第五十四條第三項において準用する場合を含む。中「加給年金額に相当する部分」とあるのは、「加給年金額から七万二千元を控除して得た額に相当する部分」とする。ただし、当該老齢年金若しくは障害年金又はその者の配偶者に支給される同法による老齢年金若しくは障害年金がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第十一條 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間のいづれかの日において厚生年金保険法による老齢年金又は障害年金(その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く)を受ける権利を有する者(その者の配偶者が当該老齢年金又は障害年金の加給年金額の計算の基礎となつており、かつ、当該配偶者が第一條の規定による改正後の同法第四十六條第五項(第一條の規定による改正後の同法第五十四條第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する政令で定

める給付(その全額につき支給を停止されている給付を除く。以下この条において「他の公的年金給付」という。の)支給を受けることができる者に限る)の当該老齢年金又は障害年金については、第一條の規定による改正後の同法第四十六條第五項中「加給年金額に相当する部分」とあるのは、「加給年金額から七万二千元を控除して得た額に相当する部分」とする。ただし、当該老齢年金若しくは障害年金又はその者の配偶者に支給される他の公的年金給付がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第十二條 第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十六條の三の規定による通算老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までとの間は、同条第四号中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

第十三條 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法による被保険者期間が一年以上であり、かつ、同法による老齢年金を受けるに必要と認められる被保険者期間を満たしていない六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、第一條の規定による改正後の同法第四十六條の三第一号イからニまでのいづれかに該当しており、かつ、その者の標準報酬等級が第一級から第二十五級までの等級であるものに對しては、同条の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同条の通算老齢年金を支給する。

第十四條 第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十六條の七第一項又は第二項の規定による通算老齢年金の支給の停止については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までとの間は、同条第一項中「第二十級」とあるのは、「第十八級から第二十二級まで」と、「第十三級から第二十級まで」とあるのは、「第二十三級から第二十五級まで」と、同条第二項中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

第十五條 昭和五十五年七月以前の月分の厚生年金保険法第六十二條の二の規定により加算する額については、なお従前の例による。

第十六條 第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第六十三條第二項(同法第六十八條の六において準用する場合を含む。の)の規定は、施行日の前日において現に同法による遺族年金又は通算遺族年金を受ける権利を有する者の当該遺族年金又は通算遺族年金については、適用しない。

第十七條 昭和五十五年八月一日から施行日の前日までの間のいづれかの日において厚生年金保険法第六十二條の二の規定により加算する額が加算されている遺族年金(同法附則第十六條において準用する同法第六十二條の二の規定により加算する額が加算されている同法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金及び寡婦年金の例による保険給付を含むもの)とし、その全額につき支給を停止されているものを除く。以下この条において同じ。を受ける権利を有する者であつて、同日において第一條の規定による改正後の同法第六十五條の二に規定する政令で定める給付(その全額につき支給を停止されている給付を除く。以下この条において「他の公的年金給付」という。の)支給を受けることができるものの当該遺族年金については、第一條の規定による改正後の同法第六十五條の二中「加算する額」とあるのは、「加算する額から厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第六十二條の二の規定により加算する額を控除して得た額」とする。ただし、当該遺族年金又はその者に支給される他の公的年金給付がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第十八條 次の表の上欄に掲げる月分の厚生年金保険法による保険料率については、第一條の規定による改正後の同法第八十一條第五項第二号中「千分の九十九」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句に、「千分の六十三」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

昭和五十六年六月から昭和五十七年五月までの月分

昭和五十七年六月から昭和五十八年五月までの月分

昭和五十八年六月から昭和五十九年五月までの月分

昭和五十九年六月以後の月分

千分の九十三 三	千分の九十四 四一	千分の九十五 五二	千分の九十六 六三
千分の六十 四一	千分の六十五 五二	千分の七十 六三	千分の七十五 七四

2 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一条第五項第二号に定める第二種被保険者の保険料率は、昭和六十年六月以後において、同項第一号に定める第一種被保険者の保険料率に達するまで、法律で定めるところにより、段階的に引き上げられるものとする。

第十九条 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十二条第三項の規定による老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項中「第二十級」とあるのは、「第二十五級とする」。

第二十条 昭和五十五年六月一日において現に継

続した十五年間における旧厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）による第三種被保険者であつた期間に基づく被保険者期間又は継続した十五年間における同法による第三種被保険者であつた期間と厚生年金保険法による第三種被保険者であつた期間とに基づく被保険者期間が十六年以上である六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十五級までの等級であるものに對しては、第一条の規定による改正後の同法第四十二条第一項の規定に該当しない場合において、これに該当するものとみなして、同項の老齡年金を支給する。

第二十一条 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第二十八条の三第一項の規定によ

る特例老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項第四号中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

第二十二條 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法による被保険者期間が一年以上であり、かつ、同法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、第一条の規定による改正後の同法附則第二十八条の第三項第一号イ又はロのいづれかに該当しており、かつ、その者の標準報酬等級が第一級から第二十五級までの等級であるものに対しては、同項の規定に該当しない場合においても、これらに該当するものとみなして、同項の特例老齢年金を支給する。ただし、その者が同法による通算老齢年金を受ける権利を有するときは、この限りでない。

第二十三條 昭和五十五年六月一日から施行日までの前日までの間において第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十二条第二項若しくは前の厚生年金保険法第四十二条第二項の請求をした者が、その者に支給されることとなる第一条の規定による改正後の同法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の額が当該請求をした日にその者が当該老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金を受ける権利を取得したものと

のとみなして計算した当該老齡年金、通算老齡年金又は特例老齡年金の額に満たない場合において、施行日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に、社会保険庁長官に申し出たときは、同年六月一日から施行日の前日までの間のその者に支給する第一条の規定による改正後の同法による老齡年金、通算老齡年金又は特例老齡年金を受ける権利の取得又は消滅については、第一条の規定による改正後の同法第四十二条第一項、第四十五条、第四十六条の三、第四十六条の六、附則第十二条第三項並びに附則第二十八条の三第一項及び第五項の規定並びに附則第六条、附則第十三条、附則第二十条^{十九}及び前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 附則第六條、附則第十三條、附則第二十九條及
び前條の規定は、前項の申出をした者であつ
て、施行日の前日において現に第一條の規定に
よる改正前の厚生年金保險法による老齡年金、
通算老齡年金又は特例老齡年金を受ける權利を
有していないものについて準用する。この場合
において、附則第六條、附則第十三條、附則第
二十九條及び前條中「昭和五十五年六月一日」とあ
るのは、「施行日」と読み替へるものとする。

(第二条の規定の施行に伴う経過措置)

第二十四条 施行日の前日において既に厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の寡婦年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、第二条の規定による改正後の厚生年金保険法の一部を改正する法律附則第十六条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(第三^二条の規定の施行に伴う経過措置等)

第二十五条 昭和五十五年五月以前の月分の船員保険法による年金たる保険給付の額について

は、なお従前の例による。

第二十六條 標準報酬月額が四万五千円未満である船員保険法第二十条の規定による被保険者の昭和五十五年十一月以後の標準報酬月額は、同法第四条第七項の規定にかかわらず、四万五千円とする。

第二十七條 施行日の前日において現に船員保険法第五十條第一項第一号の規定による遺族年金の支給を受けることができる遺族の当該遺族年金については、第三條の規定による改正後の同法第二十三條第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第二十八条 昭和五十五年八月一日から施行日の

前日までの間のいづれかの日において船員保険
法第五十條ノ三ノ二の規定により加給すべき金
額が加給されている遺族年金を受ける権利を有
する者（同法第二十三條ノ七第一項の規定によ
り当該遺族年金が支給されている者に限る。）の
当該遺族年金については、引き続き同項の規定
により支給される間、第三條の規定による改正
後の同法第二十三條ノ七第四項中「除クモノト
シ」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を
改正する法律（昭和五十五年法律第 号）第

三、見三二反、女三音、分直吳

三、第三條ノ規定ニ依ル改正前ノ船員保險法第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相當スル額ヲ夫々除クモノトシ」
 と、「第五十條ノ三ノ二」とあるのは「厚生年金保
 險法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法
 律第 一 号）第三條ノ規定ニ依ル改正前ノ船
 員保險法第五十條ノ三ノ二」とする。

第二十九條 第三條の規定による改正

支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項中「第二十級」と

昭和五十五年十月二十九日 参議院會議録第五号

こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案外十件

九〇

あるのは、「第二十三級」とする。

第三十條 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法第三十四条第一項各号のいずれかに規定する被保険者であつた期間を満たしている六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十三級までの等級であるものに対しては、第三條の規定による改正後の同法第三十四条第三項の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同項の老齢年金を支給する。

第三十一條 第三條の規定による改正後の船員保険法第三十八条第一項又は第二項の規定による老齢年金の支給の停止については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同条第一項中「第十三級」とあるのは「第十五級」と、「第十三級乃至第十七級」とあるのは「第十六級乃至第二十級」と、「第十八級乃至第二十級」とあるのは「第二十一級乃至第二十三級」と、同条第二項中「第二十級」とあるのは「第二十三級」とする。

第三十二條 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間のいずれかの日において船員保険法による老齢年金又は障害年金（その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。）を受ける権利を有する者（その者の配偶者が当該老齢年金又は障害年金について同法第三十六条第一項又は第四十一条ノ二第一項の規定により加給すべき金額の計算の基礎となつており、かつ、当該配偶者が同法による老齢年金又は障害年金（その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。）の支給を受けている老齢年金又は障害年金を除く。）の支給を受けることができる者に限る。）の当該老齢年金又は障害年金については、第三條の規定による改正後の同法第三十八条第四項（第三條の規定による改正後の同法第四十四条ノ三第四項に

おいて準用する場合を含む。）中「加給すべき金額ニ相当スル部分」とあるのは、「加給すべき金額ヨリ七万二千円ヲ控除シテ得タル額ニ相当スル部分」とする。ただし、当該老齢年金若しくは障害年金又はその者の配偶者に支給される同法による老齢年金若しくは障害年金がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第三十三條 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間のいずれかの日において船員保険法による老齢年金又は障害年金（その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。）を受ける権利を有する者（その者の配偶者が当該老齢年金又は障害年金について同法第三十六条第一項又は第四十一条ノ二第一項の規定により加給すべき金額の計算の基礎となつており、かつ、当該配偶者が第三條の規定による改正後の同法第三十八条第五項（第三條の規定による改正後の同法第四十四条ノ三第四項に

おいて準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）に規定する政令で定める給付（その全額につき支給を停止されている給付を除く。）以下この条において「他の公的年金給付」という。）の支給を受けることができる者に限る。）の当該老齢年金又は障害年金については、第三條の規定による改正後の同法第三十八条第五項中「加給すべき金額ニ相当スル部分」とあるのは、「加給すべき金額ヨリ七万二千円ヲ控除シテ得タル額ニ相当スル部分」とする。ただし、当該老齢年金若しくは障害年金又はその者の配偶者に支給される他の公的年金給付がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第三十四條 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利を有する被保険者であつて、六十五

歳以上であるものに支給する老齢年金又は通算老齢年金については、第三條の規定による改正後の同法第三十八条ノ二第二項（同法第三十九条ノ六において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、六十五歳に達した月前における被保険者であつた期間を老齢年金又は通算老齢年金の額の計算の基礎とするものとし、同年六月から、その額を改定する。

第三十五條 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利を有する被保険者であつて、七十歳以上であるものに支給する老齢年金又は通算老齢年金については、第三條の規定による改正後の同法第三十八条ノ二第三項（同法第三十九条ノ六において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、七十歳に達した月前における被保険者であつた期間を老齢年金又は通算老齢年金の額の計算の基礎とするものとし、同年六月から、その額を改定する。

第三十六條 第三條の規定による改正後の船員保険法第三十九条ノ二の規定による通算老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同法第四号中「第二十級」とあるのは、「第二十三級」とする。

第三十七條 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法による被保険者であつた期間が一年以上であり、かつ、同法第三十四条第一項各号のいずれかに該当していない六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、第三條の規定による改正後の同法第三十九条ノ二第一号イからニまでのいずれかに該当しており、かつ、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十三級までの等級であるものに対しては、同条の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同条の通算老齢年金を支給する。

第三十八條 第三條の規定による改正後の船員保険法第三十九条ノ五第一項又は第二項の規定による通算老齢年金の支給の停止については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同条第一項中「第十三級」とあるのは「第十五級」と、「第十三級乃至第十七級」とあるのは「第十六級乃至第二十級」と、「第十八級乃至第二十三級」とあるのは「第二十一級乃至第二十三級」と、同条第二項中「第二十級」とあるのは「第二十三級」とする。

第三十九條 昭和五十五年七月以前の月分の船員保険法第五十条ノ三ノ二の規定により加給する額については、なお従前の例による。

第四十條 昭和五十五年八月一日から施行日の前日までの間のいずれかの日において船員保険法第五十条ノ三ノ二の規定により加給すべき金額が加給されている遺族年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）を受ける権利を有する者であつて、同日において第三條の規定による改正後の同法第五十条ノ七ノ三に規定する政令で定める給付（その全額につき支給を停止されている給付を除く。）以下この条において「他の公的年金給付」という。）の支給を受けることができるものの当該遺族年金については、第三條の規定による改正後の同法第五十条ノ七ノ三中「加給スル額」とあるのは、「加給スル額ヨリ厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号）第三條ノ規定ニ

依ル改正前ノ船員保険法第五十条ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スル額ヲ控除シテ得タル額」とする。ただし、当該遺族年金又はその者に支給される他の公的年金給付がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第四十一條 第三條の規定による改正後の船員保険法第五十条ノ七ノ三及び前条の規定は、船員

保険法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第五十八号)附則第三項の規定により支給する従前の寡婦年金の例による保険給付であつて、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第六十三号)附則第五條において準用する船員保険法第五十條ノ三ノ二の規定により加給すべき金額が加給されているものを受ける権利を有する者について準用する。

第四十二條 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間において第三條の規定による改正前の船員保険法第三十四條第三項若しくは第四項又は第三十九條ノ二第二項の請求をした者が、その者に支給されることとなる第三條の規定による改正後の同法による老齢年金又は通算老齢年金の額が当該請求をした日にその者が当該老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利を取得したものとみなして計算した当該老齢年金又は通算老齢年金の額に満たない場合において、施行日から昭和五十五年十二月三十一日までまでの間に、社会保険庁長官に申し出たときは、同年六月一日から施行日の前日までの間のその者に支給する第三條の規定による改正後の同法による老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利の取得又は消滅については、第三條の規定による改正後の同法第三十四條第三項、第三十七條、第三十九條ノ二及び第三十九條ノ四の規定並びに附則第三十七條及び附則第三十七條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

七条中「昭和五十五年六月一日」とあるのは、「施行日」と読み替へるものとする。
(第四條の規定の施行に伴う経過措置)

第四十三條 第四條の規定による改正後の船員保険法の一部を改正する法律附則第十七條第一項の規定による特例老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日まで間は、同項第四号中「第二十級」とあるのは、「第二十三級」とする。

第四十四條 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法による被保険者であつた期間が一年以上であり、かつ、同法第三十四條第一項各号のいずれにも該当していない六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、第四條の規定による改正後の船員保険法の一部を改正する法律附則第十七條第一項第一号又は第二号のいずれかに該当しており、かつ、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十三級までの等級であるものに對しては、同項の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同項の特例老齢年金を支給する。ただし、その者が同法による通算老齢年金を受ける権利を有するときは、この限りでない。

第四十五條 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間において第四條の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律附則第十七條第二項の請求をした者が、その者に支給されることとなる第四條の規定による改正後の同法による特例老齢年金の額が当該請求をした日にその者が当該特例老齢年金を受ける権利を取得したものとみなして計算した当該特例老齢年金の額に満たない場合において、施行日から昭和五十五年十二月三十一日までまでの間に、社会保険庁長官に申し出たときは、同年六月一日から

施行日の前日までの間のその者に支給する第四條の規定による改正後の同法による特例老齢年金を受ける権利の取得又は消滅については、第四條の規定による改正後の同法附則第十七條第一項及び第五項の規定並びに前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前条の規定は、前項の申出をした者であつて、施行日の前日において現に第四條の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律による特例老齢年金を受ける権利を有していないものについて準用する。この場合において、前条中「昭和五十五年六月一日」とあるのは、「施行日」と読み替へるものとする。

(第六條の規定の施行に伴う経過措置)

第四十六條 第六條の規定による改正後の厚生年金保険及び船員保険交渉法第十六條第一項の規定による船員保険法第三十四條第一項第二号に該当する者に支給する老齢年金の支給の停止については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までまでの間は、第六條の規定による改正後の厚生年金保険及び船員保険交渉法第十六條第一項中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

第四十七條 第六條の規定による改正後の厚生年金保険及び船員保険交渉法第十九條の三第一項の規定による厚生年金保険法による通算老齢年金の支給の停止については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までまでの間は、同項中「第二十級」とあるのは、「第二十三級」とする。

2 第六條の規定による改正後の厚生年金保険及び船員保険交渉法第十九條の三第二項の規定による船員保険法による通算老齢年金の支給の停止については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までまでの間は、同項中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

るのは、「第二十五級」とする。
(第七條の規定の施行に伴う経過措置)

第四十八條 第七條の規定による改正後の法律第百八十二號附則第八條の規定による厚生年金保険法第四十六條の三の通算老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までまでの間は、第七條の規定による改正後の法律第百八十二號附則第八條第三項中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

第四十九條 昭和五十五年六月一日において現に第七條の規定による改正後の法律第百八十二號附則第八條第一項の表の上欄に掲げる者で、同項に規定する昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、厚生年金保険法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十五歳未満の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十五級までの等級であるものに對しては、第一條の規定による改正後の同法第四十六條の三の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同条の通算老齢年金を支給する。

第五十條 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間において第七條の規定による改正前の法律第百八十二號附則第八條第三項の請求をした者が、その者に支給されることとなる第一條の規定による改正後の厚生年金保険法による通算老齢年金の額が当該請求をした日にその者が当該通算老齢年金を受ける権利を取得したものとみなして計算した当該通算老齢年金の額に満たない場合において、施行日から昭和五十五年十二月三十一日までまでの間に、社会保険庁長官に申し出たときは、同年六月一日から施行日の前日までの間のその者に支給する第一條の規定

昭和五十五年十月二十九日 参議院會議録第五号

こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案外十件

九二

による改正後の同法による通算老齢年金を受け
る権利の取得又は消滅については、第一条の規
定による改正後の同法第四十六條の六の規定、
第七條の規定による改正後の法律第八十二号
附則第八條第三項の規定及び前条の規定にか
かわらず、なお従前の例による。

2 前条の規定は、前項の申出をした者であつ
て、施行日の前日において現に第一条の規定に
よる改正前の厚生年金保険法による通算老齢年
金を受ける権利を有していないものについて準
用する。この場合において、前条中「昭和五十
五年六月一日」とあるのは、「施行日」と読み替
えるものとする。

第五十一條 第七條の規定による改正後の法律第
百八十二号附則第十四條の規定による船員保険
法第三十九條ノ二の通算老齢年金の支給につい
ては、昭和五十五年六月一日から同年九月三十
日までの間は、第七條の規定による改正後の法
律第八十二号附則第十四條第三項中「第二十
級」とあるのは、「第二十三級」とする。

第五十二條 昭和五十五年六月一日において現に
第七條の規定による改正後の法律第八十二号
附則第十四條第一項の表の上欄に掲げる者で、
同項に規定する昭和三十六年四月一日以後の被
保険者であつた期間がそれぞれ同表の下欄に規
定する期間以上であり、かつ、船員保険法第三
十四條第一項各号のいずれにも該当していない
六十五歳未満の被保険者であつて、その者の標
準報酬の等級が第一級から第二十三級までの等
級であるものに対しては、第三條の規定による
改正後の同法第三十九條ノ二の規定に該当しな
い場合においても、これに該当するものとみな
して、同条の通算老齢年金を支給する。

前日までの間において第七條の規定による改正
前の法律第八十二号附則第十四條第三項の請
求をした者が、その者に支給されることとなる
第三條の規定による改正後の船員保険法による
通算老齢年金の額が当該請求をした日にその者
が当該通算老齢年金を受ける権利を取得したも
のとみなして計算した当該通算老齢年金の額に
満たない場合において、施行日から昭和五十
五年十二月三十一日までの間に、社会保険庁長官
に申し出たときは、同年六月一日から施行日の
前日までの間のその者に支給する第三條の規定
による改正後の同法による通算老齢年金を受け
る権利の取得又は消滅については、第三條の規
定による改正後の同法第三十九條ノ四の規定、
第七條の規定による改正後の法律第八十二号
附則第十四條第三項の規定及び前条の規定にか
かわらず、なお従前の例による。

2 前条の規定は、前項の申出をした者であつ
て、施行日の前日において現に第三條の規定に
よる改正前の船員保険法による通算老齢年金を
受ける権利を有していないものについて準用す
る。この場合において、前条中「昭和五十五年
六月一日」とあるのは、「施行日」と読み替える
ものとする。

(第八條の規定の施行に伴う経過措置等)

第五十四條 昭和五十五年七月分の国民年金法の一部を改正
する法律(昭和四十四年法律第八十六号。以下この条において
「法律第八十六号」という。)附則第十六條第一項又は法律第九
十二号附則第二十二條の規定により支給する老齢年金の額に
ついては、法律第八十六号附則第十六條第二項及び法律第九
十二号附則第十六條第二項並びに同法附則第二十條第二項の規定
にかかわらず、二十五万九千二百円(同法附則第十六條第一項
の期間を有する者について、同項の規定による保険料の納付が
行われなかつた月があるときは、二十五万九千二百円から千百
円に当該納付が行われなかつた月数を乗じて得た額を控除し
た額)とする。

2 昭和五十五年六月以前の月分の国民年金法に
よる年金たる給付(障害福祉年金、母子福祉年
金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金を除く。)の
額については、なお従前の例による。

2 3 昭和五十五年七月以前の月分の障害福祉年
金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福
祉年金の額については、なお従前の例による。

第五十五條 施行日の前日において現に国民年金
法による母子年金又は準母子年金を受ける権利
を有する者に支給する当該母子年金又は準母子
年金の支給の停止については、第八條の規定に
よる改正後の同法第四十一條第三項及び第四項
(同法第四十一條の三第一項において準用する
場合を含む。)中「五分の二」とあるのは、「三分
の一」とする。

2 第八條の規定による改正後の国民年金法第四
十一條第四項(同法第四十一條の三第一項にお
いて準用する場合を含む。)の規定による母子年
金又は準母子年金の支給の停止については、昭
和五十五年八月一日から施行日の前日までの間
は、同法第四十一條第四項(同法第四十一條の
三第一項において準用する場合を含む。)

第三項において準用する場合を含む。)中「五
分の二」とあるのは、「三分の一」とする。

第五十六條 次の表の上欄に掲げる月分の国民年
金法による保険料については、第八條の規定に
よる改正後の同法第八十七條第三項中「四千五
百円」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げ
る額(同表の下欄に掲げる年度の前年度までの
間において厚生年金保険法等の一部を改正する
法律(昭和五十五年法律第 号)第十條の
規定による改正後の厚生年金保険法等の一部
を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)
附則第二十二條の規定により年金たる給付の額
を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十
四年度の同条第一項に規定する物価指数に対す
る同表の下欄に掲げる年度前における直近の同
条の規定による年金たる給付の額を改定する措
置が講ぜられた年度の前年度の同条第一項に規
定する物価指数の割合を同表の中欄に掲げる額
に乘じて得た額とし、その額に十円未満の端数
があるときは、これを切り捨てるものとする。)

昭和五十七年四月から昭和五十八年三月までの月分	四千八百五十円	昭和五十七年度
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月までの月分	五千二百円	昭和五十八年度
昭和五十九年四月から昭和六十年三月までの月分	五千五百五十円	昭和五十九年度
昭和六十年四月以後の月分	五千九百円	昭和六十年年度

2 国民年金法第八十七條第三項に定める保険料
の額は、昭和六十一年四月以後においては、法
律で定めるところにより引き上げられるものと
する。

(第十一條の規定の施行に伴う経過措置)

第五十七條 昭和五十五年七月以前の月分の児童
扶養手当の額については、なお従前の例によ

る。

(第十二条の規定の施行に伴う経過措置)

第五十八條 昭和五十五年七月以前の月分の特別児童扶養手当及び福祉手当の額については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五十九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項中「第四十六條の三第一項第一号イ」を「第四十六條の三第一号イ」に改める。

附則第十七条第一項中「第三十九條ノ二第一項第一号イ」を「第三十九條ノ二第一号イ」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十一條 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第三項中「年金たる保険給付又は」及び「法律第九十二号附則第二十二條第一項及び」を削る。

(農業者年金基金法等の一部改正)

第六十二條 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十條の二の二第一項中「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第」

号)」を「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第」に改める。

昭和五十五年十月二十九日 参議院會議録第五号

2

次に掲げる法律の規定中「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第」(第十一條)を「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第」に改める。

一 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第三十九号) 附則第一条第五号

二 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等(昭和五十五年法律第五十八号) 附則第一条第一項

三 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等(昭和五十五年法律第七十四号) 附則第一条第三号

四 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等(昭和五十五年法律第七十五号) 附則第一条第三号

五 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第七十六号) 附則第一条第一項第二号

(従前の障害年金の例による保険給付の特例等)

第六十三條 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同日において同法別表第一に定める程度の廃疾の状態にある者については、同法第四十七條第一項に該当するものとみなして、同項の障害年金を支給する。

2 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける

3

る権利を有する者のうち、同日において同法別表第一に定める程度の廃疾の状態にない者については、同日後、同表に定める程度の廃疾の状態に該当するに至つたとき(同日以前の旧厚生年金保険法別表第一に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつた日から起算して三年を経過する日までの間に限る。)、は、厚生年金保険法第四十七條第一項に該当するものとみなして、同項の障害年金を支給する。

3 厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者が、前二項の規定により同法第四十七條第一項の障害年金の受給権を取得したときは、当該従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利は消滅する。

第六十四條 前条第一項又は第二項の規定に該当する者の死亡を支給事由として施行日の前日までの間において厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定により従前の遺族年金、寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金の例によつて支給する保険給付を受ける権利を取得した者は、引き続き当該従前の遺族年金、寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金の例によつて支給する保険給付を支給し、同法第五十八條の遺族年金は支給しない。

第六十五條 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五号)以下この条において「法律第五号」という。附則第八條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同日において船員保険法別表第四欄に定める程度の廃疾の状態にある者については、同法第四十條第一項に該当するものとみなして、同項の障害年金を支給する。

2 昭和五十五年六月一日において現に法律第五号附則第八條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける

利を有する者のうち、同日において船員保険法別表第四欄に定める程度の廃疾の状態にない者については、同日後、同表下欄に定める程度の廃疾の状態に該当するに至つたとき(同日以前の法律第五号による改正前の同表に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつた日から起算して三年を経過する日までの間に限る。)、は、船員保険法第四十條第一項に該当するものとみなして、同項の障害年金を支給する。

3 法律第五号附則第八條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者が、前二項の規定により船員保険法第四十條第一項の障害年金の受給権を取得したときは、当該従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利は消滅する。

(厚生年金保険法による年金額の計算の特例)

第六十六條 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第七十八号)附則第四條第一項又は第二項に規定する者であつて、昭和三十三年十月以前の厚生年金保険の被保険者であつた期間の一部が第三種被保険者であつた期間であるものの厚生年金保険法による老齢、廃疾又は死亡に關し支給する保険給付(老齢年金、障害年金又は遺族年金に限る。)

については、当該保険給付の額(加給年金額及び同法第六十二條の二の規定により加算する額を除く。が、施行日の属する月前の第三種被保険者であつた期間を第一種被保険者であつた期間とみなして計算した当該保険給付の額(加給年金額及び同法第六十二條の二の規定により加算する額を除く。に満たないときは、その者の請求により、同日前の第三種被保険者であつた期間を第一種被保険者であつた期間とみなして当該保険給付の額を計算するものとし、その請求をした日の属する月の翌月から、当該保険給付の額を改定する。

2 昭和五十五年六月一日において現に法律第五号附則第八條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける

る権利を有する者のうち、同日において同法別表第一に定める程度の廃疾の状態にない者については、同日後、同表に定める程度の廃疾の状態に該当するに至つたとき(同日以前の旧厚生年金保険法別表第一に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつた日から起算して三年を経過する日までの間に限る。)、は、厚生年金保険法第四十七條第一項に該当するものとみなして、同項の障害年金を支給する。

こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案外十件

昭和五十五年十月二十九日 参議院会議録第五号

この日の国協会の解散及び事業の承継に関する法律案外十件

九四

(厚生年金保険法による老齢年金の受給資格年齢)
第六十七条 厚生年金保険法による老齢年金の受給資格年齢については、この法律の施行後に初めて行われる厚生年金保険の財政再計算の時期に、所要の改定措置が講ぜられるべきものとする。

(船員保険法による老齢年金の受給資格年齢)
第六十八条 船員保険法による老齢年金の受給資格年齢については、この法律の施行後に初めて行われる船員保険の財政再計算の時期に、所要の改定措置が講ぜられるべきものとする。

審査報告書
厚生保護法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十五年十月二十八日
社会労働委員長 片山 基市
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が、受胎調節のために必要な医薬品を販売することが出来る期間を、昭和六十年七月三十一日まで延長しようとするものであり、妥当な措置と認める。
一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

厚生保護法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和五十五年十月十七日
衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

厚生保護法の一部を改正する法律
厚生保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。
第三十九条第一項中「昭和五十五年七月三十一日」を「昭和六十年七月三十一日」に改める。
附 則
この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(鉄道労働組合関係)(第九十二回国会開議第一号)
同(国鉄労働組合関係)(第九十二回国会開議第二号)
同(国鉄動力車労働組合関係)(第九十二回国会開議第三号)
同(全国鉄施設労働組合関係)(第九十二回国会開議第四号)
同(全国鉄動力車労働組合連合会関係)(第九十二回国会開議第五号)
同(国鉄千葉動力車労働組合関係)(第九十二回国会開議第六号)

右は全会一致をもって公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十五年十月二十八日
社会労働委員長 片山 基市
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由
各件は、昭和五十五年六月十日公共企業体等労働委員会が行つた日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金の引上げに

係る裁定について、国会の議決を求めるものであり、その実施は、妥協であるとする。

一、費用
各件実施に要する経費は、総額約八百三十五億円である。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(鉄道労働組合関係)(第九十二回国会開議提出、本院継続審査)
右件は本院において公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認した。よつてこれを送付する。
昭和五十五年十月二十八日
衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(鉄道労働組合関係)
公共企業体等労働委員会の別紙裁定について、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求める。
昭和五十五年十月二十八日
衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

昭和五十五年十月二十八日
衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

昭和五十五年十月二十八日
衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

昭和五十五年四月十二日鉄道労働組合から調停申請があり、五月十四日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和五十五年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職員(昭和四十一年公共企業体等労働委員会告示第一号に掲げる者を除く。)の基準内賃金を、昭和五十五年四月一日以降、一人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の8.08%相当額に2,280円を加えた額8,009円を原資をもつて引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が一人当たり8%の賃金引上げを要求したのに対し、公団が賃金引上げ額を一人平均3,972円とする旨を回答したが、交渉は決裂したため、組合申請により調停に係属した。調停段階においては、民間賃金の動向、民間及び国家公務員との賃金格差の有無、消費者物価との関係などの問題をめぐつて労使委員の意見が対立し、その中で4月16日に調停中断の事態が生じたが、5月6日に再開され、同月14日に調停委員見解として「3.08%+2,280円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、このため、同日公共企業体等労働委員会の決議によつて、紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向、国家公務員の給与、民間賃金の状況などについて、労使の主張を含め、検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総理府統計局調べ、全国)によつてみると、その昭和五十四年度平均の上昇率は4.8%であり、本年3月の対前年同月上昇率では8.0%であったこととに注目した。

(2) 国家公務員の給与との均衡については、昨年の人事院勧告により、国家公務員について3.70%程度の給与改定が行われたことに注目したが、種々の角度から検討した結果、全体として格別の措置を要するものはないと認められた。

(3) 民間賃金水準との関係については、今次の賃金紛争においても、労使間で、賃金水準の比較対象などにつき協議が行われたが、従来どおり、昭和54年賃金構造基本統計調査などを用いて、企業規模100人以上を基礎とし、性、学歴、年齢別に賃金水準の比較をしたところ、ほぼ均衡しているものと認められた。

(4) 民間産業における今年の賃金引上げ状況については、主要企業の動向を検討した結果、率で6.6%程度、金額では11,500円前後になるものと推定した。

また、賃金引上げの分散の度合いをみると、率・額ともに昨年に引き続き縮小したが、特に引上げ額の集中の度合いが高く、委員会は、このような民間産業における今年の賃金引上げの特徴にも留意した。

(5) 委員会は、以上のほか、企業経営の状況についても検討を行ったが、公共企業体等については、その事業の性格を考慮すれば、本年についても従来どおり、個々の経営状況によって賃金引上げに格差を設けることは適当でない、と判断した。

3 委員会は、以上のとき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断した。

したがって、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容を特に変える必要はないものと認め、本文のとおり裁定した。

4 本文の原資の配分については、労使間の協議によって決定することとし、その協議を早期に

完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

5 本裁定によって賃金引上げが行われることにかんがみ、委員会は、労使双方に対し、公共企業体等の事業が国民経済に果たす役割の重要性を十分認識し、広く国民一般の期待にこたえるよう、労使関係の安定並びに経営の合理化及び生産性の向上に格別の努力を要望する。

なお、この際、委員会は、今回の賃金紛争において実質賃金の維持が重要な争点として提起されたことにかんがみ、政府が物価の安定に一層の努力を傾けることを期待するものである。

昭和55年6月10日

公共企業体等労働委員会
鉄労55年新賃金仲裁委員会

委員長	中西 實
委員	金子 美雄
委員	原田 運治
委員	市原昌三郎
委員	隅谷三喜男
委員	舟橋 尚道
委員	山口 俊夫

事 由

1 昭和五十五年三月一日鉄労鉄組連合会(以下「組合」とする。)が、昭和五十五年四月一日の鉄組の賃金引上げに関する要求を日本国有鉄道(以下「国鉄」とする。)に提出し、交渉を要する。交渉は困難な事となり、昭和五十五年四月十二日組合の申し出により、公共企業体等労働委員会(以下「委員会」とする。)の調停を求め、昭和五十五年四月十四日委員会が、調停手続に移し、「回覧委員」を、同年六月十日付裁定(鉄五五十六千号)を行った。

2 行裁決定第567号の調停手続は、日本国有鉄道(以下「国鉄」とする。)が、昭和五十五年四月十四日委員会に提出した調停申請を、5月14日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和55年新賃

金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。)の基準内賃金を、昭和55年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の3.08%相当額を2,280円を加えた額8,009円の原資をもつて引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が1人当たり23,000円の賃金引上げと35歳・勤続17年の労働者の賃金を190,000円にすることを要求したのに対し、公衆が賃金引上げ額を1人平均8,972円とする旨を回答したが、交渉は決裂したため、公衆申請により調停に係属した。調停段階においては、民間賃金の動向、民間及び国家公務員との賃金格差の有無、消費者物価との関係などの問題をめぐって労使委員の意見が対立し、その中で4月16日に調停中断の事態も生じたが、5月6日に再開され、同月14日に調停委員長見解として「3.08%+2,280円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、このため、同日公共企業体等労働委員会の決議によって、紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向、国家公務員の給与、民間賃金の状況などについて、労使の主張を含め、検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総理府統計局調べ、全国)によってみると、昭和54年度平均の上昇率は4.8%であり、本年8月の対前年同月上昇率では8.0%であつたこととに注目した。

(2) 国家公務員の給与との均衡については、昨年の人事院勧告により、国家公務員について

する際考慮すべき重要な条件である生計費の増減、国家公務員の給与、民間賃金の状況などについて、労使の主張を含め、検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総理所編計局調べ、全国)によってみると、その昭和54年度平均の上昇率は4.8%であり、本年3月の対前年同月上昇率では8.0%であったこと

とに注目した。

(2) 国家公務員の給与との均衡については、昨年の人事院勧告により、国家公務員について3.70%程度の給与改定が行われたことに注目したが、種々の角度から検討した結果、全体として格別の措置を要するものはないと認められた。

(3) 民間賃金水準との関係については、今後の賃金紛争においても、労使間で、賃金水準の比較対象などにつき論議が行われたが、従来どおり、昭和54年賃金構造基本統計調査などを用いて、企業規模100人以上を基礎とし、性、学歴、年齢別に賃金水準の比較をしたところ、ほぼ均衡しているものと認められた。

(4) 民間産業における今年の賃金引上げ状況については、主要企業の動向を検討した結果、率で6.6%程度、金額では11,500円前後になるものと推定した。

また、賃金引上げの分散の度合いをみると、率・額ともに昨年に引き続き縮小したが、特に引上げ額の集中の度合いが高く、委員会では、このような民間産業における今年の賃金引上げの特徴にも留意した。

(5) 委員会は、以上のほか、企業経営の状況についても検討を行ったが、公共企業体等については、その事業の性格を考慮すれば、本年についても従来どおり、個々の経営状況によって賃金引上げに格差を設けることは適当でない判断した。

3 委員会は、以上のことと諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断した。

したがって、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容を特に変更する必要はないものと認め、主文のとおり裁定した。

4 組合の要求している年齢別の賃金引上げに関

する問題については、これを新賃金決定方式の問題として扱うことは、国鉄の全職員について統一的に賃金引上げを行う現行の方式のもとでは困難である。したがって、当面は、団体交渉及び調停の経緯をふまえ、これを配分の問題として処理し、将来のあり方については、さらに労使において、いわゆる標準労働者方式と現行方式による賃金引上げ及び現行賃金体系との関連などの諸問題を含め、検討することを期待する。

5 主文の原案の配分については、労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

6 本裁定によつて賃金引上げが行われることにかんがみ、委員会は、労使双方に対し、公共企業体等の事業が国民経済に果たす役割の重要性を十分認識し、広く国民一般の期待に応えるよう、労使関係の安定並びに経営の合理化及び生産性の向上に格段の努力を要望する。

なお、この際、委員会は、今回の賃金紛争において実質賃金の維持が重要な争点として提起されたことにかんがみ、政府が物価の安定に一層の努力を傾けることを期待するものである。

昭和55年6月10日

公共企業体等労働委員会

勤務55年新賃金仲裁委員会

委員長	中西 實
委員	金子 美雄
委員	原田 運治
委員	市原昌三郎
委員	隅谷三喜男
委員	舟橋 尚道
委員	山口 俊夫

事 由

1 昭和五十五年三月十一日国鉄動力車労働組合は、昭和五十五年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を日本国有鉄道に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和五十五年四月十二日同組合の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年五月十四日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年六月十日仲裁裁定（第五百六十八号）を行った。

2 右裁定の実施に当たっては、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法案が未成立であり、既発給の賃上げが、予算上困難であると判断せられたこと、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件（全国鉄建設労働組合関係）（第九十二回国会に附議）（本議院議事録）

右件は本議院を通じて公共企業体等労働委員会の裁定のとなつて実施する事を承認した。よつて、本議院を交付する。

昭和五十五年十月二十八日

衆議院議長 福田 繁雄

参議院議長 徳永 正利

公共企業体等労働関係法第十六条第三項の規定に基づき、国会の議決を求める件（全国鉄建設労働組合関係）（本議院議事録）

公共企業体等労働委員会の既発給の賃上げは、公共企業体等労働関係法第十六条第三項の規定に基づき、国会の議決を求める。

昭和55年6月10日

仲裁裁定第569号

（全国鉄建設労働組合関係）

仲裁裁定書

公共企業体等労働委員会

仲裁裁定第569号

裁定

関係当事者

東京都千代田区丸の内1丁目6番5号

日本国有鉄道

総 裁

高木 文雄

東京千代田区丸の内1丁目8番1号

全国鉄建設労働組合

中央執行委員長

福田 富衛

昭和55年4月12日日本国有鉄道から調停申請があり、5月14日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和55年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会（以下「委員会」という。）は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職員（昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。）の基準内賃金を、昭和55年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の3.08%相当額に2,280円を加えた額8,009円の原資をもつて引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が施設関係標準労働者層の賃金を18,600円引き上げを要求したのに対し、公社が賃金引上げ額を1人平均3,972円とする旨を回答したが、交渉は決裂したため、公社申請により調停に係属した。調停段階においては、民間賃金の動向、民間及び国家公務員との賃金格差の有無、消費者物価との関係などの問題をめぐって労使委員の意見が対立し、その中で4月10日に調停中断の事案も生じたが、5月6日に再開され、同月14日に調停委員長見解として「3.08%+2,280円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、このため、同日公共企業体等労働委員会が裁定した。

昭和十五年十月二十九日 労働関係調整法施行令 労働関係調整法施行令の施行規則及び事業の承認に関する法律案外十件

九八

働委員会の決議によつて、紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向、国家公務員の給与、民間賃金の状況などについて、労使の主張を含め、検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総理府統計局調べ、全国)によつてみると、昭和54年度平均の上昇率は4.8%であり、本年3月の対前年同月上昇率では8.0%であつたことに注目した。

(2) 国家公務員の給与との均衡については、昨年の人事院勧告により、国家公務員について3.70%程度の給与改定が行われたことに注目したが、種々の角度から検討した結果、全体として格別の措置を要するものはないと認められた。

(3) 民間賃金水準との関係については、今後の賃金紛争においても、労使間で、賃金水準の比較対象などにつき協議が行われたが、従来どおり、昭和54年度賃金構造基本統計調査などを用いて、企業規模100人以上を基礎とし、性、学歴、年齢別に賃金水準の比較をしたところ、ほぼ均衡しているものと認められた。

(4) 民間産業における今季の賃金引上げ状況については、主要企業の動向を検討した結果、率で6.6%程度、金額では11,500円前後になるものと推定した。

また、賃金引上げの分散の度合いをみると、率・額ともに昨年に引き続き縮小したが、特に引上げ額の集中の度合いが高く、委員会は、このような民間産業における今季の賃金引上げの特徴にも留意した。

(5) 委員会は、以上のほか、企業経営の状況についても検討を行ったが、公共企業体等については、その事業の性格を考慮すれば、本年についても従来どおり、個々の経営状況によつて賃金引上げに格差を認めることは適当で

ないと判断した。

3 委員会は、以上のごとき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断した。

したがつて、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容を特に変更する必要はないものと認め、主文のとおり裁定した。

4 施設関係のいわゆる標準労働者層の賃金要求については、組合の主張からすれば、職務の特殊性に対応する賃金要求の問題であると認められるので、施設関係の労働の質的変化その他の事情をふまえて、他の職種との関係など現行の賃金体系との関連を含め、今後とも労使において検討することを期待する。

5 主文の原資の配分については、労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

6 本裁定によつて賃金引上げが行われることにかんがみ、委員会は、労使双方に対し、公共企業体等の事業が国民経済に果たす役割の重要性を十分認識し、広く国民一般の期待にこたへるよう、労使関係の安定並びに経営の合理化及び生産性の向上に格段の努力を要望する。

なお、この際、委員会は、今回の賃金紛争において実質賃金の維持が重要な争点として提起されたことにもかんがみ、政府が物価の安定に一層の努力を傾けることを期待するものである。

昭和55年6月10日

公共企業体等労働委員会
全労55年新賃金仲裁委員会

委員長 中西 實
委員 金子 美雄
委員 原田 通治
委員 市原昌三郎

委員 岡合三喜男
委員 舟橋 尚道
委員 山口 俊夫

事 由

1 昭和十五年三月三日全国鉄動労連労働組合(以下「組合」といふ)は、組合の賃金引上げと関係する要求を日本国有鉄道に提出し、同要求を重んじたが、解決が困難な事態となり、昭和十五年四月十二日同組合の申請により公共企業体労働関係委員会(以下「委員会」といふ)に諮問し、同委員会が、同月十六日仲裁裁定(案五十六号)を出した。

2 本裁定の要旨をいふに、日本国有鉄道は、同裁定を不服として、日本国有鉄道労働組合(以下「組合」といふ)と上訴し、組合の要求を撤回し、組合は、本裁定を不服として、公共企業体労働関係委員会に上訴し、同委員会が、同月十六日仲裁裁定(案五十六号)を出した。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、同法の施行規則(以下「規則」といふ)を制定する。この規則は、同法の施行期日から起算して、昭和十五年四月一日から施行する。

昭和十五年十月二十八日
労働関係調整法 第二項
参議院議長 徳永 正利
衆議院議長 田中 正

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、同法の施行規則(以下「規則」といふ)を制定する。この規則は、同法の施行期日から起算して、昭和十五年四月一日から施行する。

昭和55年6月10日
仲裁裁定第570号
(全国鉄動力車労働組合連合会関係)
仲裁 裁定 書
公共企業体等労働委員会

仲裁裁定第570号
関係当事者
東京千代田区丸の内1丁目6番5号
日本国有鉄道
総 裁 高木 文雄
東京都豊島区池袋2丁目1083番
全国鉄動力車労働組合連合会
中央執行委員長 渡藤 泰三

昭和55年4月12日日本国有鉄道から調停申請があり、5月14日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和55年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」といふ)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文
日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。)の基準内賃金を、昭和55年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の3.08%相当額に2,280円を加えた額8,009円の原資をもつて引き上げること。

理 由
1 今次の賃金紛争は、組合が1人当たり26,000円の賃金引上げを要求したのに対し、公団が賃金引上げ額を1人平均3,972円とする旨を回答したが、交渉は決裂したため、公団申請により調停に係属した。調停段階においては、民間賃金の動向、民間及び国家公務員との賃金格差の有無、消費者物価との関係などの問題をめぐつて労使委員の意見が対立し、その中で4月16日に調停中断の事態も生じたが、5月6日に再開

昭和五十五年十月二十九日 参議院會議録第五号

こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案外十件

一〇〇

れた。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、このため、同日公共企業体等労働委員会の決議によつて、紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向、国家公務員の給与、民間賃金の状況などについて、労使の主張を含め、検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総理府統計局調べ、全国)によつてみると、その昭和54年度平均の上昇率は4.8%であり、本年8月の対前年同月上昇率では8.0%であつたと注目した。

(2) 国家公務員の給与との均衡については、昨年の人事院勧告により、国家公務員について3.70%程度の給与改定が行われたことに注目したが、種々の角度から検討した結果、全体として格別の措置を要するものはないと認められた。

(3) 民間賃金水準との関係については、今後の賃金紛争においても、労使間で、賃金水準の比較対象などにつき論議が行われたが、従来どおり、昭和54年度賃金構造基本統計調査などを用いて、企業規模100人以上を基礎とし、性、学歴、年齢別に賃金水準の比較をしたところ、ほぼ均衡しているものと認められた。

(4) 民間産業における今年の賃金引上げ状況については、主要企業の動向を検討した結果、率で6.6%程度、金額では11,500円前後になるものと推定した。

また、賃金引上げの分散の度合いをみると、率・額ともに昨年に引き続き縮小したが、特に引上げ額の集中の度合いが低く、委員会は、このような民間産業における今年の賃金引上げの特徴にも留意した。

(5) 委員会は、以上のほか、企業経営の状況に

ついても検討を行つたが、公共企業体等については、その事業の性格を考慮すれば、本年についても従来どおり、個々の経営状況によつて賃金引上げに格差を設けることは適当でないと判断した。

3 委員会は、以上のごとき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断した。

したがつて、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容を特に変える必要はないものと認め、本文のとおり裁定した。

4 組合の要求している年齢別の賃金引上げに関する問題については、これを新賃金決定方式の問題として扱うことは、国鉄の全職員について統一的に賃金引上げを行う現行の方式のもとでは困難である。

したがつて、この問題は、配分の問題として処理されるべきであると考えた。

5 本文の原案の配分については、労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

6 本裁定によつて賃金引上げが行われることにかんがみ、委員会は、労使双方に対し、公共企業体等の事業が国民経済に果たす役割の重要性を十分認識し、広く国民一般の期待に応えるよう、労使関係の安定並びに経営の合理化及び生産性の向上に格段の努力を要望する。

なお、この際、委員会は、今回の賃金紛争において実質賃金の維持が重要な争点として提起されたことにもかんがみ、政府が物価の安定に一層の努力を傾けることを期待するものである。

昭和55年6月10日
公共企業体等労働委員会
勸労千葉55年新賃金仲裁委員会

委員長 中西 實
委員 金子 美雄
委員 原田 運治
委員 市原昌三郎
委員 岡谷三喜男
委員 舟橋 所道
委員 山口 俊夫

事 由

一 昭和五十五年三月十七日国鉄千葉動力車労働組合は、昭和五十五年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を日本国有鉄道及び日本国有鉄道千葉鉄道管理局(以下「管理局」という。)に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和五十五年四月十二日管理局の申請により公共企業体等労働委員会関東地方調停委員会の調停段階に、同年四月十五日公共企業体等労働委員会の決議により同委員会の調停段階に入り、更に同年五月十四日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年六月十日仲裁裁定(第五百七十一号)を行った。

二 右裁定の実施については、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法案が未成立であり、現段階に達していないが、予算上可能であるとは断定できず、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

審査報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)(第九十二回国会開議第七号)

同(全日本郵政労働組合関係)(第九十二回国会開議第八号)

右は全会一致をもつて公共企業体等労働委員会に裁定のとおり実施することを承認すべきものと議決した。よつて頭頭書を添えて報告する。

昭和五十五年十月二十八日
社会労働委員長 片山 甚市
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由
各件は、昭和五十五年六月十日公共企業体等労働委員会が行つた郵政省所属の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金の引上げに係る裁定について、国会の議決を求めるものであり、その実施は、妥当であると認める。

一、費用
各件実施に要する経費は、総額約五百二十億円である。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)(第九十二回国会内閣提出、本院継続審査)

右件は本院において公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認した。よつてこれを送付する。

昭和五十五年十月二十八日
衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)

公共企業体等労働委員会の別紙裁定について、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求める。

昭和55年6月10日
仲裁裁定第561号
(全通信労働組合関係)

中 裁 裁 定 審 判
公共企業体等労働委員会

決定

関係当事者
東京部千代田区議が関1丁目3番2号
郵政大臣 大西 正男
東京都文京区後楽1丁目2番7号
全通信労働組合
中央執行委員長 石井 平治

昭和55年4月12日郵政大臣から調停申請があり、5月14日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和55年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会（以下「委員会」という。）は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

郵政省所属の公共企業体等労働関係法上の職員（昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。）の基準内賃金を、昭和55年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の8.08%相当額に2,280円を加えた額7,442円の原資をもつて引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が1人当たり21,000円の賃金引上げと標準労働者（高卒35歳・勤続17年）の賃金を186,000円にすることを要求したのに対し、当局が賃金引上げ額を3,667円（定期昇給分を含め7,740円）とする旨を回答したが、交渉は決裂したため、当局申請により調停に係属した。調停段階においては、民間賃金の動向、民間及び国家公務員との賃金格差の有無、消費者物価との関係などの問題をめぐって労使委員の意見が対立し、その中で4月16日に調停中断の事態も生じたが、5月6日に再開され、同月14日に調停委員長見解として「8.08%+2,280円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、このため、同日公共

企業体等労働委員会の決議によつて、紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な条件である生計費の動向、国家公務員の給与、民間賃金の状況などについて、労使の主張を含め、検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数（総理府統計局調べ、全国）によつてみると、その昭和54年度平均の上昇率は4.8%であり、本年3月の対前年同月上昇率では8.0%であったことに注目した。

(2) 国家公務員の給与との均衡については、昨年の人事院勧告により、国家公務員について8.70%程度の給与改定が行われたことに注目したが、種々の角度から検討した結果、全体として格別の措置を要するものはないと認められた。

(3) 民間賃金水準との関係については、今次の賃金紛争においても、労使間で、賃金水準の比較対象などにつき議論が行われたが、従来どおり、昭和54年賃金構造基本統計調査などを用いて、企業規模100人以上を基礎とし、世、学歴、年齢別に賃金水準の比較をしたところ、ほぼ均衡しているものと認められた。

(4) 民間産業における今次の賃金引上げ状況については、主要企業の動向を検討した結果、率で6.6%程度、金額では11,500円前後になるものと推定した。

また、賃金引上げの分散の度合いをみると、率・額ともに昨年に引き続き縮小したが、特に引上げ額の集中の度合いが低く、委員会は、このような民間産業における今次の賃金引上げの特徴にも留意した。

(5) 委員会は、以上のほか、企業経営の状況についても検討を行ったが、公共企業体等については、その事業の性格を考慮すれば、本年についても従来どおり、個々の経営状況によつて賃金引上げに格差を設けることは適当で

ないと判断した。

3 委員会は、以上のとき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断した。

したがつて、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容を特に変える必要はないものと認め、主文のとおり裁定した。

なお、組合は、1人当たり賃金引上げ要求に併せて、いわゆる標準労働者（高卒35歳・勤続17年）の賃金要求を行っているが、この問題は、配分の問題として処理されるべきものと考ええる。

4 主文の原資の配分については、労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

5 本裁定によつて賃金引上げが行われることにかんがみ、委員会は、労使双方に対し、公共企業体等の事業が国民経済に果たす役割の重要性を十分認識し、広く国民一般の期待に応えるよう、労使関係の安定並びに経営の合理化及び生産性の向上に格段の努力を要望する。

なお、この際、委員会は、今回の賃金紛争において実質賃金の維持が重要な争点として提起されたことにもかんがみ、政府が物価の安定に一層の努力を傾けることを期待するものである。

昭和55年6月10日

公共企業体等労働委員会
全通55年新賃金仲裁委員会

委員長	中西 實
委員	金子 美雄
委員	原田 運治
委員	市原昌三郎
委員	隅谷三喜男
委員	舟橋 尚道

委員 山口 俊夫

事 由

一 昭和五十五年三月十日全通信労働組合は、昭和五十五年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を郵政省に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和五十五年四月十二日郵政省の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年五月十四日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会が、同年六月十日仲裁裁定（第五百六十一号）を行った。

二 右裁定の実施については、郵便法等の一部を改正する法律案が未成立であり、現段階において、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項と施行するものと認められる。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるもの（全日本郵政労働組合連合会）（第九十二回国会区間選出）本議院議事録）

右件は本議院において公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認した。よつてこれを交付する。

昭和五十五年十月二十八日

衆議院議長 栗田 一
参議院議長 梶水 正利

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるもの（全日本郵政労働組合連合会）

公共企業体等労働委員会の別紙裁定によつて、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求める。

昭和55年6月10日
仲裁裁定第562号

措置を講ずるとともに、保険料率を引き上げること。第二に、船員保険については、おおむね厚生年金の改正に準じた改正を行うこと。第三に、国民年金の提出制年金については、老齢、母子年金等の額の引き上げ、障害年金の最低保障額の引き上げ、母子加算制度の創設等の措置を講ずるほか、保険料を段階的に引き上げること。また、福祉年金については、老齢、障害、母子等の各福祉年金額をそれぞれ引き上げること。第四に、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当の額をそれぞれ引き上げること等であります。

なお、本案については衆議院において修正が行われております。

委員会におきましては、以上二案を一括議題として審議を進め、高齢化社会における年金制度の抜本的改善策、積立金の管理運用方法、企業年金の位置づけ、こどもの国民皆移管後の運営のあり方等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、まず、こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案について諮りましたところ、討論はなく、多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

次いで、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について諮りましたところ、討論はなく、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、二法律案に対し附帯決議案がそれぞれ提出され、いずれも全会一致で本委員会の決議とすることに決しました。

次に、優生保護法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が、受胎調節のために必要な医薬品を販売することが出来る期間を昭和六十年七月三十一日まで延長しようとするものであります。

委員会におきましては、質疑、討論はなく、採

決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(鉄道労働組合関係)外七件について申し上げます。

各件は、公共企業体等労働関係法に基づき、日本国有鉄道職員及び郵政省職員の基準内賃金を、昭和五十五年四月一日以降、基準内賃金の三・〇八%相当額に二千二百八十円を加えた額の原資をもって引き上げることと内容とする本年六月十日の仲裁裁定の実施について、国会の議決を求めるものであります。

委員会におきましては、採決の結果、各件はいずれも全会一致をもって公共企業体等労働関係法の裁定のとおり実施することを承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○副議長(秋山長造君) これより採決をいたします。

まず、こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋山長造君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、優生保護法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋山長造君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件八件を一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも公共企業体等労働関係法の裁定のとおり実施することを承認すべきものとすることであります。

八件はいずれも委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋山長造君) 総員起立と認めます。

よって、八件は全会一致をもって委員長報告のとおり議決されました。

次に、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋山長造君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十二分散会

出席者は左のとおり。

議長 徳永 正利君
副議長 秋山 長造君

議員
鶴岡 洋君 中野 鉄造君
大川 清幸君 渡部 通子君
和泉 照雄君 馬場 富君
小西 博行君 桑名 義治君
中野 明君 太田 淳夫君
中村 鋭一君 伊藤 郁男君
堀田 啓典君 宮崎 正義君
原田 立君 藤原 房雄君
柳澤 鍊造君 田代由紀男君
岡山 雅也君 三木 忠雄君
峯山 昭範君 黒柳 明君
柄谷 道一君 中村 慎二君
原 文兵衛君 矢追 秀彦君
鈴木 一弘君 渋谷 邦彦君
柏原 ヤス君 栗林 卓司君
木島 則夫君 河本嘉久蔵君
二宮 文造君 多田 省吾君
小平 芳平君 白木義一郎君

中尾 辰義君 藤井 恒男君
田淵 哲也君 新谷寅三郎君
安井 謙君 青島 幸男君
山田 勇君 江田 五月君
森田 重郎君 前島英三郎君
市川 房枝君 秦 豊君
田 英夫君 野末 陳平君
宇都宮徳馬君 谷川 寛三君
岩上 二郎君 前田 勲男君
三浦 八水君 藤井 裕久君
増岡 康治君 堀江 正夫君
降矢 敬義君 林 寛子君
高橋 圭三君 田原 武雄君
竹内 潔君 戸塚 進也君
細川 護熙君 坂元 親男君
平井 卓志君 林 道君
安孫子藤吉君 下条進一郎君
遠藤 要君 金井 元彦君
片山 正英君 鳴崎 均君
上條 勝久君 中西 一郎君
松垣徳太郎君 那 祐一君
塚田十一郎君 田中 正巳君
熊谷太三郎君 源田 実君
加藤 武徳君 初村滝一郎君
藤田 正明君 浅野 弘君
岩崎 純三君 高平 公友君
中村 啓一君 野呂田芳成君
森山 眞弓君 松浦 功君
福田 宏一君 仲川 幸男君
名尾 良孝君 成相 善十君
降矢 敬雄君 井上 孝君
板垣 正君 岩本 政光君
真鍋 賢二君 遠藤 政夫君
熊谷 弘君 鈴木 正一君
北 修二君 亀長 友義君
金丸 三郎君 衛藤征士郎君
大島 友治君 堀内 俊夫君
井上 吉夫君 大鷹 淑子君

亀井 久興君	斎藤栄三郎君
坂野 重信君	梶木 又三君
斎藤 十朗君	古賀雷四郎君
上田 稔君	世耕 政隆君
山崎 竜男君	増田 盛君
町村 金五君	丸茂 重貞君
植木 光教君	西村 尚治君
藏内 修治君	小澤 太郎君
木村 睦男君	岩動 道行君
楠 正俊君	福島 茂夫君
山本 富雄君	美濃部亮吉君
山田耕三郎君	中山 千夏君
内藤 健君	高木 正明君
田沢 智治君	関口 恵造君
大河原太一郎君	大木 浩君
岡部 三郎君	梶原 清君
川原新次郎君	村沢 牧君
伊江 朝雄君	長谷川 信君
後藤 正夫君	佐々木 満君
宮田 輝君	福岡日出磨君
丸谷 金保君	山東 昭子君
中村 太郎君	夏目 忠雄君
秦野 章君	鳩山威一郎君
対馬 孝且君	鈴木 省吾君
長田 裕二君	石本 茂君
内藤普三郎君	和田 静夫君
片岡 勝治君	土屋 義彦君
河野 謙三君	山崎 昇君

小野 明君	本岡 昭次君
鈴木 和美君	山田 護君
下田 京子君	大森 昭君
松前 達郎君	穂山 篤君
高杉 勉忠君	近藤 忠孝君
勝又 武一君	安恒 良一君
大木 正吾君	安武 洋子君
佐藤 昭夫君	広田 幸一君
矢田部 理君	志苦 裕君
福岡 知之君	野田 哲君
山中 郁子君	香脱タケ子君
片山 甚市君	赤桐 操君
小山 一平君	寺田 熊雄君
宮之原良光君	立木 洋君
小谷 守君	松本 英一君
竹田 四郎君	西ヶ久保重光君
田中寿美子君	小笠原貞子君
市川 正一君	村田 秀三君
瀬谷 英行君	戸叶 武君
小柳 勇君	阿具根 登君
加瀬 完君	八百板 正君
上田耕一郎君	
内閣総理大臣	鈴木 善幸君
厚生 大臣	園田 直君
郵政 大臣	山内 一郎君
労働 大臣	藤尾 正行君
建設 大臣	斎藤滋与史君

自治 大臣	石破 二郎君
国務 大臣	原 健三郎君
(国土庁長官)	
政府委員	
内閣官房副長官	瓦 力君
総理府総務副長官	佐藤 信二君
官	
科学技術政務次官	高平 公友君
官	
環境政務次官	福島 茂夫君
国土庁土地局長	山岡 一男君
法務政務次官	佐野 嘉吉君
運輸政務次官	三枝 三郎君
郵政政務次官	渡辺 紘三君
議長の報告事項	
去る八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
予備委員	
辞任	補欠
源田 実君	植木 光教君
大川 清幸君	堀出 啓典君
議長運営委員	
辞任	補欠
堀出 啓典君	大川 清幸君
懲罰委員	
辞任	補欠
植木 光教君	源田 実君

許可し、その補欠を指名した。
科学技術振興対策特別委員
辞任 補欠
村田 秀三君 対馬 孝且君
同日本院は、宇宙開発委員会に井上啓次郎君を任命したことについて承認した旨内閣に通知した。
同日本院は、公正取引委員会委員に平田胤明君を任命したことについて承認した旨内閣に通知した。
同日本院は、労働保険審査会委員に中村博君を任命したことについて承認した旨内閣に通知した。
同日議長は、社会保障制度審議会委員に次の本院議員を推薦する旨内閣に通知した。
石本 茂君 田中 正巳君 丸茂 重貞君
去る九日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
道路運送車両法等の一部を改正する法律案(閣法第一九号)
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
千九百八十年の食糧援助規約の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)
外務委員会に付託
国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案(閣法第二一〇号)
通信委員会に付託

同日内閣から、参議院議員峯山昭範君提出高速自動車道に係る低周波空振動公害の対策樹立等に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を必要とするため、十一月一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

去る十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 田淵 哲也君 補欠 小西 博行君

去る十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 植木 光教君 補欠 源田 実君

入木 一郎君 関口 恵造君

堀出 啓典君 大川 清幸君

議院運営委員

辞任 関口 恵造君 補欠 八木 一郎君

大川 清幸君 堀出 啓典君

懲罰委員

辞任 源田 実君 補欠 植木 光教君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。

児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案(長谷川正三君外三名提出)(衆第一号)

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

調査承認要求書

一、事件の名称 予算の執行状況に関する調査
一、目的 予算の執行状況について調査し、今後における予算審査に資する。

一、方法 関係者から説明を聴取し、資料を収集し、また、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十五年十月十三日

予算委員長 木村 睦男

参議院議長 徳永 正利殿

去る十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 鶴岡 洋君 補欠 藤原 房雄君

農林水産委員 松尾 官平君 補欠 降矢 敬雄君

藤原 房雄君 鶴岡 洋君

商工委員 降矢 敬雄君 補欠 松尾 官平君

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を社会労働委員会に付託した。

予算委員

辞任 鈴木 省吾君 補欠 八木 一郎君

勝又 武一君 本岡 昭次君

対馬 孝且君 吉田 正雄君

小西 博行君 田淵 哲也君

議院運営委員

辞任 八木 一郎君 補欠 鈴木 省吾君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

エネルギー対策特別委員

辞任 大森 昭君 補欠 吉田 正雄君

同日議長は、次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。

こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案(閣法第五号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二二二号)

日本学校健康会法案(閣法第二二三号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を社会労働委員会に付託した。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(閣

法第一八号)

去る十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員 辞任 宮本 顯治君 補欠 近藤 忠孝君

外務委員 辞任 立木 洋君 補欠 上田耕一郎君

大蔵委員 辞任 近藤 忠孝君 補欠 宮本 顯治君

建設委員 辞任 上田耕一郎君 補欠 立木 洋君

予算委員 辞任 関口 恵造君 補欠 鈴木 省吾君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

エネルギー対策特別委員

辞任 吉田 正雄君 補欠 大森 昭君

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を社会労働委員会に付託した。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(閣

議院運営委員 辞任 鈴木 省吾君 補欠 関口 恵造君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

エネルギー対策特別委員

辞任 吉田 正雄君 補欠 大森 昭君

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を社会労働委員会に付託した。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(閣

議院運営委員 辞任 鈴木 省吾君 補欠 関口 恵造君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

エネルギー対策特別委員

辞任 吉田 正雄君 補欠 大森 昭君

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を社会労働委員会に付託した。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(閣

議院運営委員 辞任 鈴木 省吾君 補欠 関口 恵造君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

エネルギー対策特別委員

辞任 吉田 正雄君 補欠 大森 昭君

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を社会労働委員会に付託した。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(閣

昭和五十五年十月二十九日 参議院會議録第五号 議長の報告事項

去る十六日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

藤田 進君 小谷 守君
近藤 忠孝君 宮本 顯治君

外務委員

辞任

補欠

上田耕一郎君 立木 洋君

大蔵委員

辞任

補欠

宮本 顯治君 近藤 忠孝君

通信委員

辞任

補欠

小谷 守君 藤田 進君

建設委員

辞任

補欠

立木 洋君 上田耕一郎君

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

調査承認要求書

一、事件の名称 檢察及び裁判の運営等に関する調査
一、目的 法務、檢察及び裁判の民主的能率的運営をはかるため、これを推進改善するよう全般的検討を加えるとともに、人権侵犯その他個々の重要な問題について適切な措置を講ずる。

一、方法 政府、関係方面から説明及び意見を

聴取し、資料を収集し、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十五年十月十六日

法務委員長 鈴木 一弘

参議院議長 徳永 正利殿

調査承認要求書

一、事件の名称 国際情勢等に関する調査
一、目的 現下の外交上の重要問題を調査研究し、国際情勢の把握に努める。

一、方法 関係各方面から説明及び意見を聴取するとともに資料を収集し、かつ、必要に応じて現地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十五年十月十六日

外務委員長 秦野 章

参議院議長 徳永 正利殿

調査承認要求書

一、事件の名称 教育、文化及び学術に関する調査
一、目的 教育制度、教育行政、教育財政、文化及び学術等の諸問題をふまに調査研究し、教育、文化及び学術の健全なる発展に資する。

一、方法 関係各方面から意見を聴取し、資料

を収集し、かつ、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十五年十月十六日

文教委員長 降矢 敬義

参議院議長 徳永 正利殿

調査承認要求書

一、事件の名称 産業貿易及び経済計画等に関する調査
一、目的 産業貿易、経済計画並びに技術振興等に関する諸問題について調査を行い、適切な諸施策の樹立に資する。

一、方法 関係方面の意見を徴し、資料を収集し、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十五年十月十六日

商工委員長 金丸 三郎

参議院議長 徳永 正利殿

調査承認要求書

同日議員から次の質問主意書が提出された。
官吏服務規律の解釈と運用の実態等に関する質問主意書(秦豊君提出)
成田空港建設事件に係る運輸省・新東京国際空港公団の立入調査に関する質問主意書(秦豊君提出)

去る十七日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

小谷 守君 藤田 進君

通信委員

辞任

補欠

藤田 進君 小谷 守君

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

優生保護法の一部を改正する法律案(衆第四号)

同日衆議院から、同議院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(閣法第一八号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

優生保護法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)(衆第四号)

社会労働委員会に付託

日本原子力船開発事業団法及び日本原子力研究所法の一部を改正する法律案(八木昇君外五名提出)(衆第二号)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

の一部を改正する法律案(八木昇君外五名提出)
(衆第三号)

科学技術振興対策特別委員会に付託
去る十八日次の質問主意書を内閣に転送した。

官吏服務紀律の解釈と運用の実態等に関する質
問主意書(秦豊君提出)

成田空港建設事件に係る運輸省・新東京国際空
港公団の立入調査に関する質問主意書(秦豊君
提出)

去る二十日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任

大木 正吾君

補欠

小谷 守君

通信委員

辞任

小谷 守君

補欠

大木 正吾君

同日議長はアルジェリア人民共和国エルアスナム
を襲った地震に対し、ラバ・ピタット・アルジェ
リア人民議会議長宛、次の見舞電報を発送した。

今回の貴国の地震による悲惨な災害の報に接
し、まことに心痛に堪えません。ここに参議院
を代表して心からの同情の意を表します。

去る二十一日議長において、次のとおり常任委員
の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任

小谷 守君

補欠

大木 正吾君

通信委員

決算委員

辞任

安武 洋子君

補欠

市川 正一君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

物価等対策特別委員

辞任

大木 正吾君

補欠

対馬 孝且君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され
た。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託し
た。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案
(閣法第三号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
れた。

昭和五十五年における冷害等に係る被害農業者
のために被害市町村が実施する緊急冷害等対策
事業に関する臨時措置法案(安井吉典君外七名
提出)(衆第五号)

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

調査承認要求書

一、事件の名称 社会保障制度等に関する調査
一、目的 社会保障、社会福祉及び公衆衛生等
に関する諸問題について調査を行い、適切な
施策の樹立に資する。
一、方法 関係者から意見を聴取し、資料を収

集し、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中
右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十
四条の三により承認を求めます。

昭和五十五年十月二十一日

社会労働委員長 片山 甚市

参議院議長 徳永 正利殿

調査承認要求書

一、事件の名称 労働問題に関する調査

一、目的 雇用失業対策、労働基準、労使関係
及び国際労働等現下の労働問題全般について
調査を行い、適切な施策の樹立に資する。

一、方法 関係者から意見を聴取し、資料を収
集し、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十
四条の三により承認を求めます。

昭和五十五年十月二十一日

社会労働委員長 片山 甚市

参議院議長 徳永 正利殿

調査承認要求書

一、事件の名称 郵政事業及び電気通信事業の
運営並びに電波に関する調査
一、目的 郵政事業及び電信電話事業並びにラ
ジオ、テレビジョン放送その他電波に関する
行政の運営状況を調査し、その適正なる運営
に資する。
一、方法 関係者から意見を聴取し、資料の収

集並びに実地調査等を行う。

一、期間 今期国会開会中
右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十
四条の三により承認を求めます。

昭和五十五年十月二十一日

通信委員長 福岡 知之

参議院議長 徳永 正利殿

調査承認要求書

一、事件の名称 建設事業並びに建設諸計画に
関する調査

一、目的 国土計画、都市計画、道路、河川、
住宅等建設に関する諸問題について調査研究
し、適切な諸施策の樹立に資する。

一、方法 関係官庁、民間諸団体等から計画、
実施及び成果等につき、その実態及び意見を
聴取するとともに、実地視察、資料の収集等
を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十
四条の三により承認を求めます。

昭和五十五年十月二十一日

建設委員長 宮之原貞光

参議院議長 徳永 正利殿

調査承認要求書

去る二十二日議長において、次のとおり常任委員
の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

藤原 房雄君

補欠

鶴岡 洋君

昭和五十五年十月二十九日 参議院會議録第五号 議長の報告事項

農林水産委員

辞任 補欠

鶴岡 洋君 藤原 房雄君

商工委員

辞任 補欠

松尾 官平君 長谷川 信君

通信委員

辞任 補欠

長谷川 信君 松尾 官平君

決算委員

辞任 補欠

市川 正一君 安武 洋子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

物価等対策特別委員会

理事 対馬 孝且君 (大木正吾君の補欠)

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された次の議案を農林水産委員会に付託した。

昭和五十五年における冷害等に係る被害農業者のために被害市町村が実施する緊急冷害等対策事業に関する臨時措置法案(安井吉典君外七名提出)(衆第五号)

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

調査承認要求書

- 一、事件の名称 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
- 一、目的 一般会計、特別会計及び政府関係機関の経理並びに国有財産の管理等に関し、特

に必要と認められる事項を調査するとともに、全般的検討を行い、決算の審査に資し、ひいては国費の効率的使用に寄与する。

一、方法 関係官庁及び政府関係機関の当事者等から説明を聴取し、資料を収集し、また必要に応じ実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中
右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十五年十月二十二日

決算委員長 野田 哲

参議院議長 徳永 正利殿

去る二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 補欠

神谷信之助君 下田 京子君

農林水産委員

辞任 補欠

下田 京子君 神谷信之助君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

物価等対策特別委員

辞任 補欠

対馬 孝且君 大木 正吾君

安全保障及び沖縄・北方問題に関する特別委員

辞任 補欠

野田 哲君 本岡 昭次君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

内閣委員会

理事 蔵内 修治君 (岡田広君の補欠)

理事 藤井 恒男君 (藤井恒男君の補欠)

地方行政委員会

理事 伊藤 郁男君 (伊藤郁男君の補欠)

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

調査承認要求書

一、事件の名称 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、目的 行政機構、国家公務員制度及び恩給制度等を調査検討し、もつて公務の民主的、かつ、能率的運営に資する。

一、方法 関係方面から説明並びに意見を聴取し、資料の収集、実地調査等を行う。

一、期間 今期国会開会中
右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十五年十月二十三日

内閣委員長 林 道

参議院議長 徳永 正利殿

調査承認要求書

- 一、事件の名称 国の防衛に関する調査
- 一、目的 わが国防衛体制上の諸問題を調査検討し、防衛庁及び自衛隊の運営に資する。
- 一、方法 関係方面から説明並びに意見を聴取し、資料の収集、実地調査等を行う。

一、期間 今期国会開会中
右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十五年十月二十三日

内閣委員長 林 道

参議院議長 徳永 正利殿

調査承認要求書

一、事件の名称 地方行政の改革に関する調査

一、目的 地方行政制度の改善、地方財政及び地方税制の確立、警察、消防等の問題について調査研究する。

一、方法 政府、地方公共団体その他関係方面より意見聴取及び資料の収集並びに実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中
右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十五年十月二十三日

地方行政委員長 亀長 友義

参議院議長 徳永 正利殿

調査承認要求書

- 一、事件の名称 租税及び金融等に関する調査
- 一、目的 税制改正、金融政策の確立、国有財産の管理及び専売事業の適正なる運営等に資する。
- 一、方法 関係方面から意見を聴取し、資料の収集、実地調査等を行う。
- 一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十五年十月二十三日

大蔵委員長 中山 太郎

参議院議長 徳永 正利殿

去る二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

下田 京子君

補欠 神谷信之助君

農林水産委員

辞任

神谷信之助君

補欠 下田 京子君

商工委員

辞任

長谷川 信君

補欠 松尾 官平君

通信委員

辞任

松尾 官平君

補欠 長谷川 信君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

安全保障及び沖縄・北方問題に関する特別委員

辞任

本岡 昭次君

野田 哲君

補欠

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、四国行政監察支局等の設置に関し承認を求めの件(閣承認第一号) 内閣委員会に付託

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、四国行政監察支局等の設置に関し承認を求めの件(閣承認第一号) 内閣委員会に付託

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(閣法第一二二号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

臨時行政調査会設置法案(閣法第二四二号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第二五五号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

国籍法の一部を改正する法律案(土井たか子君

外六名提出)(衆第六号)

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案(稲葉誠一君外五名提出)(衆第七号)

最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案(稲葉誠一君外五名提出)(衆第八号)

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(稲葉誠一君外五名提出)(衆第九号)

刑法の一部を改正する法律案(稲葉誠一君外五名提出)(衆第一〇号)

政治亡命者保護法案(稲葉誠一君外五名提出)(衆第一二二号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員秦豊君提出(第九十二回国会)国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の運用の実態に関する質問に対する答弁書

参議院議員秦豊君提出(第九十二回国会)成田空港建設に係る所謂第二次代執行に遭遇した小泉よねさんの権利に関する質問に対する答弁書

参議院議員秦豊君提出(第九十二回国会)東北新幹線(東京・大宮間)の建設に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、参議院議員秦豊君提出成田空港建設事件に係る運輸省・新東京国際空港公団の立入調査に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十六年一月十七日までに答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員秦豊君提出官吏服務紀律の解釈と運用の実態等に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十六年一月十七日までに答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員秦豊君提出(第九十二回国会)成田空港と羽田空港を両者とも国際空港とする供用方式に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、参議院議員秦豊君提出官吏服務紀律の解釈と運用の実態等に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十六年一月十七日までに答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員秦豊君提出成田空港建設事件に係る運輸省・新東京国際空港公団の立入調査に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十六年一月十七日までに答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員秦豊君提出(第九十二回国会)成田空港と羽田空港を両者とも国際空港とする供用方式に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、参議院議員秦豊君提出(第九十二回国会)成田空港と羽田空港を両者とも国際空港とする供用方式に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、参議院議員秦豊君提出(第九十二回国会)成田空港と羽田空港を両者とも国際空港とする供用方式に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、参議院議員秦豊君提出(第九十二回国会)成田空港と羽田空港を両者とも国際空港とする供用方式に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、参議院議員秦豊君提出(第九十二回国会)成田空港と羽田空港を両者とも国際空港とする供用方式に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、参議院議員秦豊君提出(第九十二回国会)成田空港と羽田空港を両者とも国際空港とする供用方式に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、参議院議員秦豊君提出(第九十二回国会)成田空港と羽田空港を両者とも国際空港とする供用方式に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、参議院議員秦豊君提出(第九十二回国会)成田空港と羽田空港を両者とも国際空港とする供用方式に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、参議院議員秦豊君提出(第九十二回国会)成田空港と羽田空港を両者とも国際空港とする供用方式に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、参議院議員秦豊君提出(第九十二回国会)成田空港と羽田空港を両者とも国際空港とする供用方式に関する質問に対する答弁書

昭和五十五年十月二十九日 参議院会議録第五号 議長の報告事項

文教委員

辞任 補欠

勝又 武一君 松本 英一君

社会労働委員

辞任 補欠

前島英三郎君 江田 五月君

建設委員

辞任 補欠

松本 英一君 勝又 武一君

江田 五月君 前島英三郎君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを決算委員会に付託した。

会計検査院法の一部を改正する法律案（新村勝雄君外四名提出）（衆第二二号）

同日議員から次の質問主意書が提出された。

沖縄県における国際児（混血児）に関する質問主意書（喜屋武眞榮君提出）

同日議長はメキシコ合衆国オアハカ州北西部を襲

つた地震に対しガンボア・バスコエ・メキシコ合衆国上院議長宛、次の見舞電報を発送した。

今回の貴国の地震による悲惨な災害の報に接し、まことに心痛に堪えません。ここに参議院を代表して心からの同情の意を表します。

昨二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任 補欠

三治 重信君 小西 博行君

文教委員

辞任 補欠

佐藤 昭夫君 下田 京子君

小西 博行君 三治 重信君

社会労働委員

辞任 補欠

江田 五月君 前島英三郎君

農林水産委員

辞任 補欠

下田 京子君 佐藤 昭夫君

建設委員

辞任 補欠

前島英三郎君 江田 五月君

決算委員

辞任 補欠

安武 洋子君 近藤 忠孝君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

通信委員会

理事 長谷川 信君（長谷川信君の補欠）

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定

に基づき、国会の議決を求めるの件（鉄道労働

組合関係）（第九十二回国会開議第一号、衆議院

継続審査）

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定

に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働

組合関係）（第九十二回国会開議第二号、衆議院

継続審査）

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄動力

車労働組合関係）（第九十二回国会開議第三号、

衆議院継続審査）

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定

に基づき、国会の議決を求めるの件（全国鉄施

設労働組合関係）（第九十二回国会開議第四号、

衆議院継続審査）

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定

に基づき、国会の議決を求めるの件（全国鉄動

力車労働組合連合会関係）（第九十二回国会開議

第五号、衆議院継続審査）

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定

に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄千葉

動力車労働組合関係）（第九十二回国会開議第六

号、衆議院継続審査）

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定

に基づき、国会の議決を求めるの件（全通信勞

勸組合関係(第九十二回国会閣議第七号、衆議院継続審査)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)(第九十二回国会閣議第八号、衆議院継続審査)

同日委員長から次の報告書が提出された。

日本放送協会昭和五十二年財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
議決報告書

こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案(閣法第五号)可決報告書

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(閣法第一八号)可決報告書

優生保護法の一部を改正する法律案(衆第四号)可決報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(鉄道労働組合関係)(第九十二回国会閣議第一号)、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄労働組合関係)(第九十二回国会閣議第二号)、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄動力車労働組合関係)(第九十二回国会閣議第三号)、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄施設労働組合関係)(第九十二回国会閣議第四号)、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄動力車労働組合連合会関係)(第九十二回国会閣議第五号)及び公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄千葉動力車労働組合関係)(第九十二回国会閣議第六号)議決報告書

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)(第九十二回国会閣議第七号)及び公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)(第九十二回国会閣議第八号)議決報告書

同日内閣から、左記の者を宇宙開発委員会委員に任命したので、宇宙開発委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(八月十二日任期満了の入藤東禧の後任)

大塚 茂

同日内閣から、左記の者を国家公安委員会委員に任命したので、警察法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(七月二十五日死亡の今井久の後任)

高辻 正巳

同日内閣から、左記の者を公害健康被害補償不服審査会委員に任命したので、公害健康被害補償法百十三条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十月二十七日任期満了の白石健三の後任)

萩島 武夫

(同日任期満了による再任)

松尾 正雄

同日内閣から、左記の者を公安審査委員会委員長

及び同委員会委員に任命したいので、公安審査委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命したいので、運輸省設置法第九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	記 (十月二十七日任期満了の山口恒則の後任) 大見 正俊	岩澤 靖 (同日任期満了による再任) 安田 博 同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
記 (十月二十八日任期満了の我妻源二郎の後任) (委員長) 安村 和雄	記 (十月二十七日任期満了による再任) 岡本 悟	(同日任期満了の高橋正蔵の後任) 竹田弘太郎	記 (十月二十七日任期満了による再任) 長谷川 操
(同日任期満了の大野勝巳の後任)(委員) 佐藤 正二	(十一月十九日任期満了の宮崎清文の後任) 国島 文彦	同日内閣から、左記の者を日本電信電話公社経営委員会委員に任命したいので、日本電信電話公社法第十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	同日内閣から、左記の者を検査官に任命したいので、会計検査院法第四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
(同日任期満了の櫻田武の後任)(同) 鈴木 俊子	同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命したいので、放送法第十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	記 (十月二十八日任期満了の川鍋秋蔵の後任)	同日内閣から、左記の者を検査官に任命したいので、会計検査院法第四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
(委員長に任命予定の安村和雄の後任)(同) 平田 秋夫	同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命したいので、放送法第十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	記 (十月二十八日任期満了の川鍋秋蔵の後任)	同日内閣から、左記の者を検査官に任命したいので、会計検査院法第四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十一月二十九日任期満了の知野虎雄の後任)

大久保 孟

昭和五十五年十月二十九日 参議院會議録第五号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(定価一部
三三〇円)

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五〇五
〒105